



公共施設等総合管理計画

平成29年3月策定 / 令和4年6月改訂

目 次

第1章 本町の現状

1. 位置・面積.....	1
2. 人口動向.....	2
3. 財政状況.....	3

第2章 公共施設等総合管理計画とは

1. 公共施設等総合管理計画策定に当たって.....	4
2. 計画の位置づけ.....	5
3. 計画期間.....	6
4. 対象範囲.....	6
5. 取組体制.....	7

第3章 公共施設等の現状と課題

1. 対象施設.....	9
2. 更新費用試算.....	15
3. 対象施設の現状と課題.....	18

第4章 公共施設等総合管理計画の基本方針

1. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方.....	20
2. 実施方針.....	22
3. 対策の効果.....	31
4. 対策事例.....	33
5. 推進体制.....	34

第5章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

1. 建築系公共施設の管理に関する基本的な方針.....	36
2. 土木系公共施設の管理に関する基本的な方針.....	55
3. 上下水道系施設の管理に関する基本的な方針.....	58
4. インフラ施設、建築施設全体のまとめ.....	62

第 1 章

本町の現状

1. 位置・面積
2. 人口動向
3. 財政状況

1. 位置・面積

士幌町（以下「本町」という。）は、北海道十勝総合振興局北部の河東郡に位置しています。東が本別町、西が鹿追町、南が音更町、南東が池田町、北が上士幌町と 5 つの町と接しており、町内を交差する国道 2 路線（241 号、274 号）と主要道道（本別士幌線）は、近郊都市への交通網をなしています。

町域の西北部には、東大雪山系の東ヌプカウシヌプリ（1,252m）を最高峰とする山岳地帯、東部には佐倉山系の丘陵と居辺川をはさんだ河岸段丘地帯が広がっています。

土壌は典型的な火山灰地で、冷涼な気候とともに、農業生産を特色づけるものとなっています。

- ▶位置：東經 143 度 15 分／北緯 43 度 10 分
▶面積：259.19 km²／東西 25.6km 南北 17.1km



図 士幌町位置図

2. 人口動向

(1) 人口の推移

本町の人口は、1955 年の 10,181 人から 1975 年の 7,028 人まで急速に減少した後、人口 7,000 人前後で横ばいの状況が続いていましたが、2005 年以降再び減少傾向となり、2020 年には 5,848 人となっています。

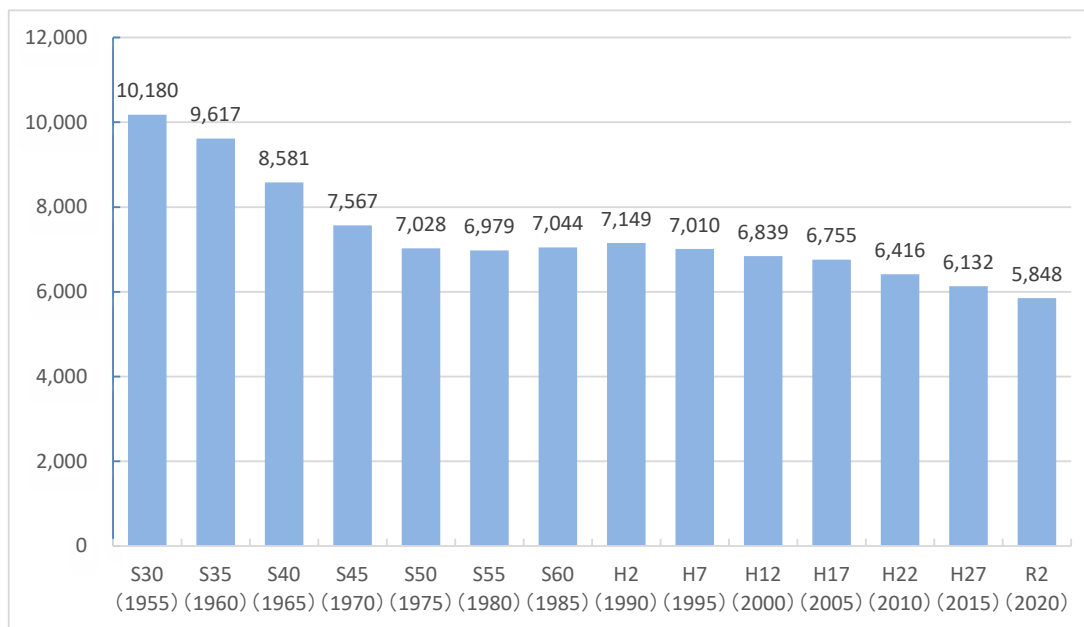


図 人口の推移

士幌町 まち・ひと・しごと創生総合戦略

(2) 将来人口の見通し

国立社会保障・人口問題研究所が推計した結果、本町の人口は 2040 年に 4,375 人、2060 年には 3,004 人になると予測されます。

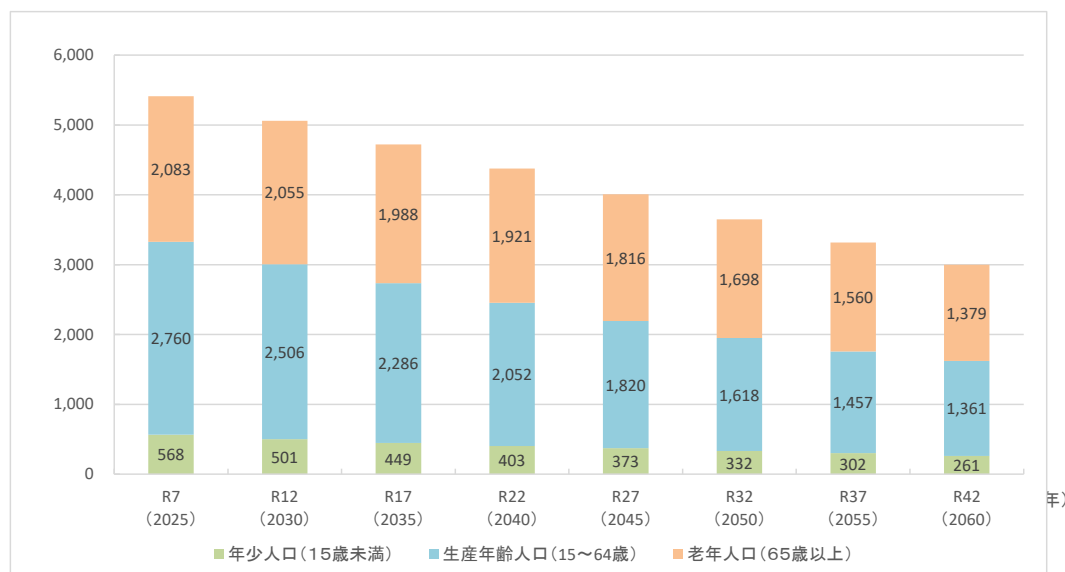


図 将来人口の見通し

士幌町 まち・ひと・しごと創生総合戦略

3. 財政状況

(1) 歳入

本町の歳入総額は、2009年・2017年を除き、70～80億円前後で推移しています。

2020年の歳入総額は8,493,365千円となっており、前年と比べ1,075,319千円の増加となっています。

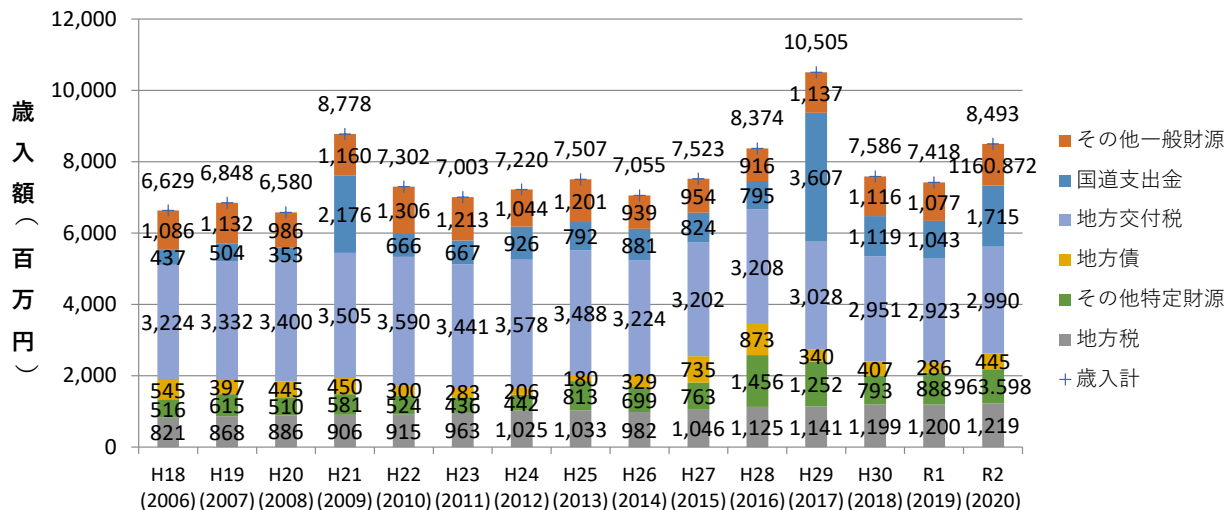


図 歳入の推移

(2) 歳出

本町の歳出総額は、2009年・2017年を除き、65～80億円程度で推移しています。

費用科目別では、扶助費の増加が続いており、2006年から2020年にかけて約1.7倍に増加しています。公債費は減少が続いており2006年から2020年にかけて約55%に減少しています。

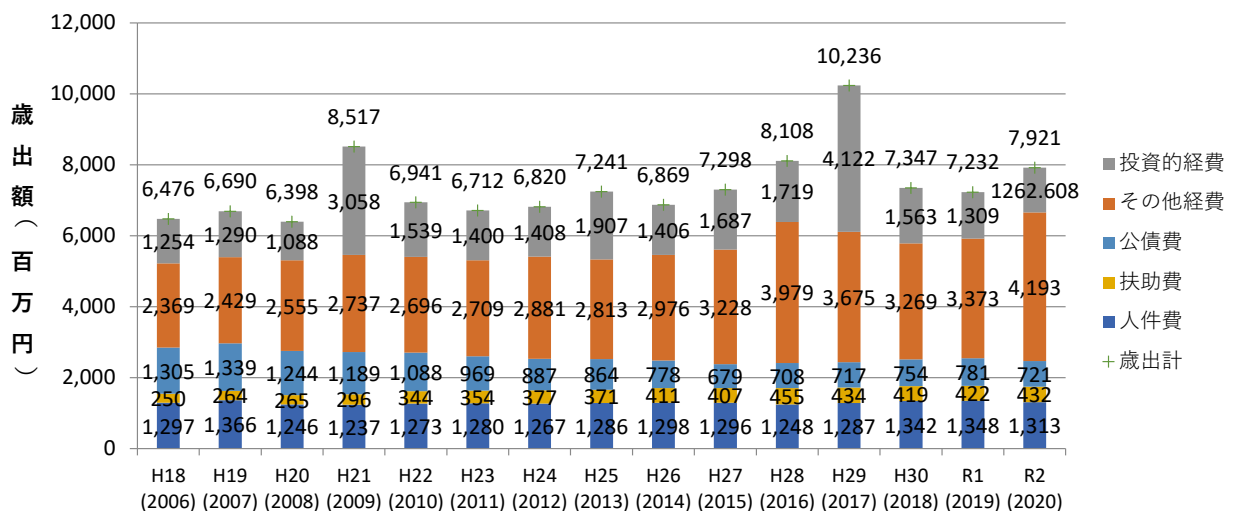


図 歳出の推移

第 2 章

公共施設等総合管理計画とは

1. 公共施設等総合管理計画策定に当たって
2. 計画の位置づけ
3. 計画期間
4. 対象範囲
5. 取組体制

1. 公共施設等総合管理計画策定に当たって

(1) 策定の背景と目的

本町ではこれまで、拡大する行政需要や住民ニーズの多様化に対応するべく、数多くの公共施設等を整備してきました。

しかし、これらの公共施設等の多くで老朽化が進み、今後その維持・管理に多額の費用が必要になることが見込まれています。一方、少子高齢化などの社会構造の変化に伴う社会保障費の増加や、生産年齢人口（15歳～64歳）の減少による税収の減少等を踏まえると、本町の財政状況は更に厳しくなることが予測されます。このような状況下で公共施設等の維持・管理に係る費用を確保することは、より一層困難になると思われます。

さらに、人口減少の進行により、施設が整備された当時とは住民ニーズも大きく変化している中、公共サービスのあり方そのものを見直す必要があると考えられます。

このような状況を踏まえ、公共施設等の全体状況を把握し、長期的な視点で更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行うことで財政負担を軽減し平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要とされています。

国においては、「インフラ長寿命化基本計画」を策定するとともに、地方自治体に対しても保有する公共施設等の状況、更新費用の見込みと基本的な方向性を示す「公共施設等総合管理計画」の策定要請がなされました。

本町では、町の状況や公共施設等を取り巻く課題に対し、住民とともにその課題に取り組み、まちづくりの将来計画を形づくるため、「士幌町公共施設等総合管理計画」（以下、「本計画」という。）を策定することとします。

この度、平成29年3月に策定した本計画の見直しを行いました。士幌町で保有する公共施設等のあり方を、それぞれの個別計画の内容を盛り込むことで、より精度の高い計画とし、本町の施設の将来あるべき姿について、町民の皆様や議会の皆様と共に検討を進めることができるよう「士幌町公共施設等総合管理計画改訂版」を策定します。

(2) ファシリティマネジメントの導入

本町では、住民とともに将来のまちづくりを進めるという基本理念の下で本計画を策定します。本計画策定は、町の将来ビジョンを実現する第一歩となるものです。

公共施設やインフラはそれぞれの公共施設等ごとの管理ではなく、公共施設等全体を捉えて戦略的に管理していくものです。このために、公共施設等に対する合理的な総合管理手法である、ファシリティマネジメント（FM）の手法を導入することとします。FM とは、組織が保有又は使用する全施設資産及びそれらの利用環境を経営戦略的視点から総合的かつ統括的に企画、管理、活用する経営活動であり、本町では以下の点を推進します。

- ①全庁横断的な推進体制の確立
- ②総合的な計画立案と着実な進行管理
- ③最適状態を維持する不断の検証

FM では公共施設等全体に対し、「品質」、「数量」、「コスト」についての適正性と、それを支える「組織・体制」、「情報管理」について考えることとします。FM の活用により、公共施設等を利用する住民や運営する町、公共施設等の関係者の満足度がそれぞれ向上し、それがひいては、社会や地球環境向上にも寄与することとなります。

本計画策定に当たり、FM の考え方を導入して、新しいまちづくりを目標とし、健全で持続可能な地域づくりを目指していくこととします。

2. 計画の位置づけ

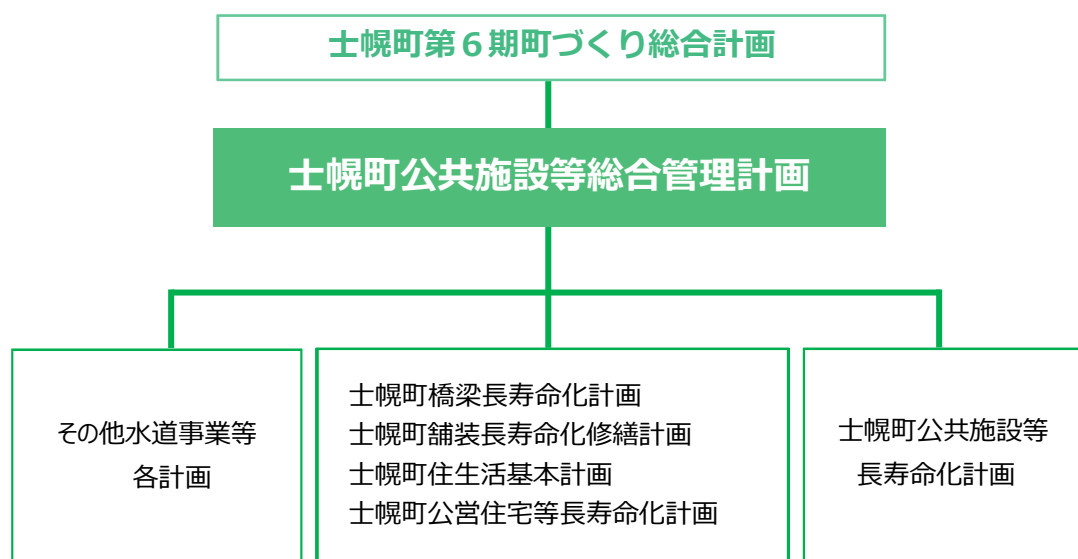


図 計画の位置づけ

3. 計画期間

本計画は、公共施設等の寿命が数十年に及び、中長期的な展望が不可欠であることから、長期的な視点に基づき検討するものです。

計画期間については、平成28年度から令和7年度までの10年間とします。

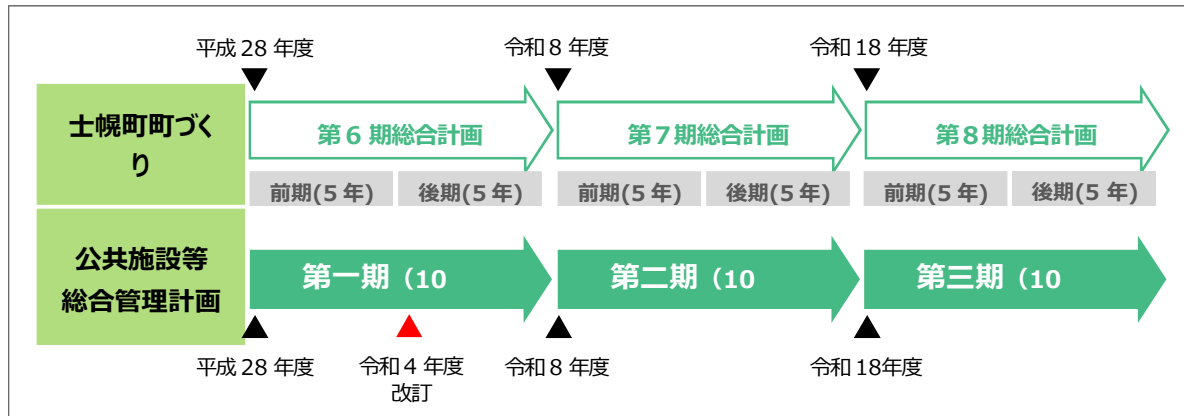


図 計画期間

4. 対象範囲

本計画は、町が所有する財産のうち、建築系公共施設及び土木系インフラ資産を含む全ての公有財産を対象とします。

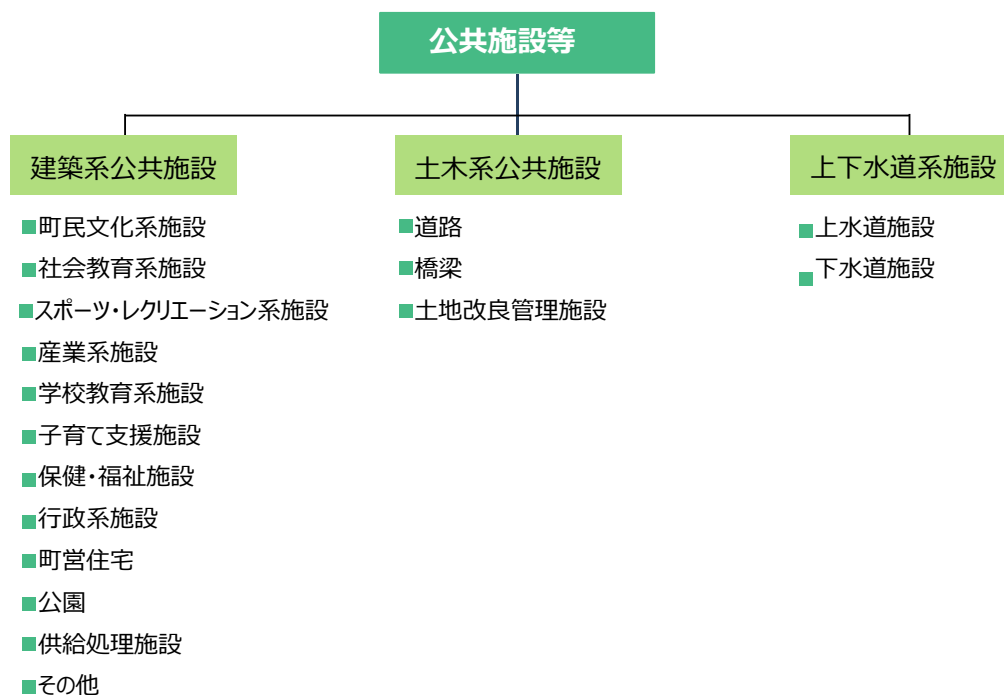


図 対象範囲

5. 取組体制

施設の各課を横断的に管理し、一元的な管理を行い、施設を効率的に維持管理する目的で、公共施設等マネジメント推進体制を構築します。本計画の推進に当たっては、施設総体を把握し、一元的に管理する総括組織として「総務企画課」が統括します。

この組織は、横断的な組織として各課の調整機能を発揮し、公共施設等マネジメントの推進について計画の方針の改定や目標の見直しを行っていくもので、総務企画課長は公共施設等全体の管理を総括する公共施設等マネジメント統括を行います。

図の上段は、公共施設等マネジメント統括の組織体制を示します。下段は公共施設等をマネジメント統括する総務企画課の公共施設等に関する機能を示します。以下に公共施設等マネジメント統括の重要な要点を集約します。

- ①公共施設等に関して各課全てを横断する位置づけの組織とします。例えば、各課に対し、公共施設等の情報収集や調整等の権限をもちます。
- ②公共施設等に関して主要業務を一元的に遂行できる機能をもちます。
- ③公共施設等に関して町長と密接に連携を図り支援できる組織の位置づけです。
- ④公共施設等に関して財務部門と密接に連携します。

また、本体制は次の項目を実施していきます。

①財政との連携

効果的かつ効率的なマネジメントを実施していくためには財政部門との連携が必要不可欠です。

②住民との協働

住民と行政の相互理解や共通認識の形成など、協働の推進に向けた環境整備を行います。

③職員の意識改革

職員一人ひとりが公共施設等マネジメント導入の意義を理解し、意識をもって取り組み、住民サービスの向上のために創意工夫を実践していきます。

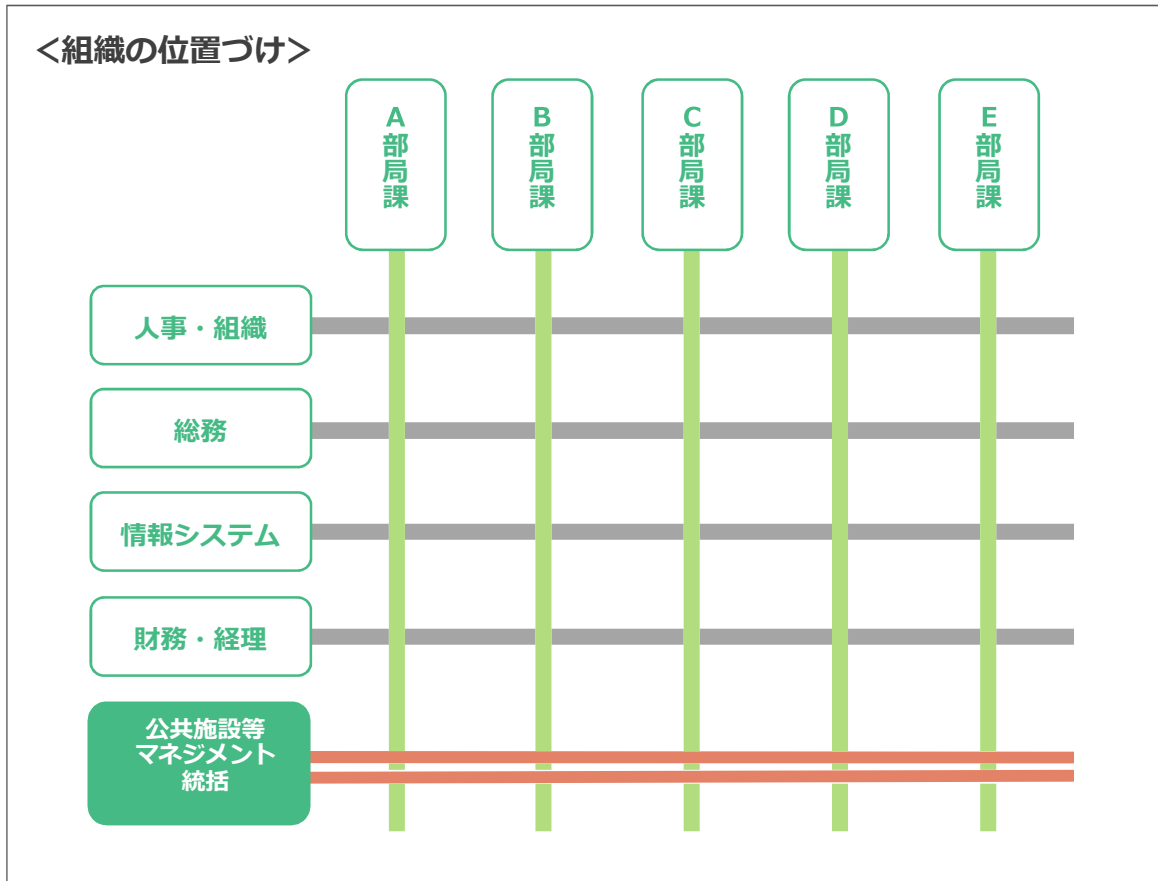


図 組織の位置づけ

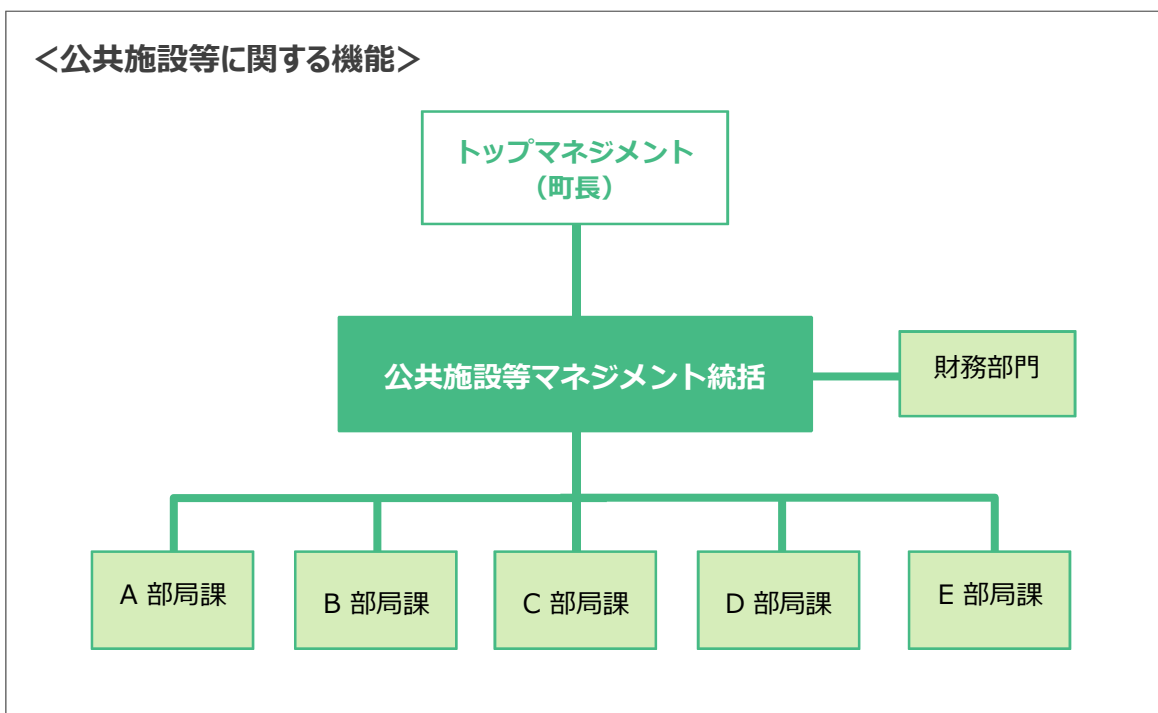


図 公共施設等に関する機能

第 3 章

公共施設等の現状と課題

1. 対 象 施 設
2. 更新費用試算
3. 対象施設の現状と課題

1. 対象施設

(1) 対象施設

原則、本町の所有する全ての施設を対象とします。

ただし、面積 50 m²以下の建物、維持管理費コストがほとんど掛からない車庫、物置、公衆便所については除外しています。

(2) 施設の分類

本町の所有する建築系公共施設を下表に分類しました。

表 対象施設の分類表

大分類	中分類	施設名称
町民文化施設	集会施設	コミュニティセンター 勤労者会館(旧消防庁舎) 勤労者会館(旧消防庁舎書庫) 昭南団地集会場 西上地区公民館 新田地区公民館 新田地区公民館増築 中士幌地区公民館 下居辺地区公民館 士幌北地区公民館 市街北町公民館 市街西町公民館 市街西町公民館分館増築 市街南町公民館 市街南町公民館増築 士幌南地区公民館 佐倉地区公民館 青年集会所(旧金田宅) 中士幌多目的集会施設(旧開発建設部治水事務所) 中士幌多目的集会施設(車庫) 中士幌多目的集会施設(車庫)
社会教育系施設	博物館等	交通公園駅舎郷土資料館(旧士幌駅舎) 伝統農業保存伝承館 士幌開拓資料館美濃の家
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	総合研修センター 総合研修センター車庫 町民プール 屋内ゲートボール場 総合グラウンド陸上競技場スタンド 総合グラウンド陸上競技場器具庫 総合グラウンド陸上競技場器具庫
	レクリエーション・観光施設	士幌チセ・フレップ(北海道大学士幌小屋) 下居辺交流施設(しほろ温泉ﾌﾟﾗｻﾞ 緑風) 学習体験の館 学習体験の里(休憩舎) 学習体験の里(機材庫)

スポーツ・レクリエーション系施設	レクリエーション・観光施設	学習体験の里（コテージしらかば・ななかまど） 学習体験の里（コテージもみじ） 学習体験の里（コテージからまつ） 学習体験の里（コテージ国産材展示施設） 学習体験の里（展望台休憩施設） 士幌町農民健康増進施設（緑風荘） やまびこハウス ふるさと体験広場集会場（旧朝陽小学校校舎） ふるさと体験広場吹抜小屋
産業系施設	産業系施設	士幌佐倉地区バイオガスプラント 士幌佐倉地区バイオガス利活用施設 士幌町農業試験センター 士幌町農業試験センター乾燥庫 士幌南地区バイオガスプラント 農産物集出荷貯蔵施設 士幌新田地区バイオガスプラント 損害評価用乾燥施設 畑地かんがい施設送水施設 畑地かんがい施設調整池施設 畑地かんがい施設澱粉廃液処理施設 士幌町農業技術研修所 農畜産物加工研修施設 地域創造発信拠点施設（道の駅ピア21しほろ）
学校教育系施設	学校	食品加工研修施設 中士幌小学校 中士幌小学校特別教室（理科室） 中士幌小学校屋内運動場 下居辺小学校（閉校） 下居辺小学校屋内運動場（閉校） 北中音更小学校（閉校） 北中音更小学校屋内運動場（閉校） 西上音更小学校（閉校） 西上音更小学校屋内運動場（閉校） 新田小学校（閉校） 新田小学校屋内運動場（閉校） こども発達相談センター 士幌小学校 士幌小学校屋内運動場 士幌町中央中学校 士幌町中央中学校屋内運動場 士幌町中央中学校部室 士幌町中央中学校自転車小屋 佐倉小学校校舎（閉校） 佐倉小学校屋内運動場（閉校） 上居辺小学校 上居辺小学校屋内運動場 士幌高等学校玄関、ホール棟 士幌高等学校防音（増築） 士幌高等学校管理普通教室 士幌高等学校特別教室専攻科 士幌高等学校産振施設普通教室棟

学校教育系施設	学校	土幌高等学校渡り廊下 土幌高等学校柔剣道場 土幌高等学校屋内運動場 土幌高等学校屋内運動場増築 土幌高等学校農業機械実習室（A－8） 土幌高等学校農業管理実習室（A－11） 土幌高等学校農業機械実習室（A－13） 土幌高等学校農業機械実習室（A－15） 土幌高等学校生産物管理室（牧草収納庫） 土幌高等学校草花温室（園芸実習室） 土幌高等学校牛舎（畜産実習室） 土幌高等学校作物実習室 土幌高等学校畜産加工実習室（食品加工実習室） 土幌高等学校作物農機具室兼資材室（産振施設農業機械実習室） 土幌高等学校寄宿舍 土幌高等学校機械室 土幌高等学校農場管理実習室 土幌高等学校生産物調整室（A－24） 土幌高等学校きゅう舎 土幌高等学校屋外部活動室 土幌高等学校堆肥舎
	その他教育施設	学校給食共同調理場
子育て支援施設	幼保・こども園	土幌保育所 上居辺エコ交流館（上居辺へき地保育所） 子ども交流センター 佐倉へき地保育所（閉所） 西上音更へき地保育所（閉所） 新田へき地保育所（閉所） 北中音更へき地保育所（閉所） 土幌幼稚園 認定子ども園 認定子ども園（追加工事） 川西へき地保育所
保健・福祉施設	高齢福祉施設	いきいきデイサービスセンター 特別養護老人ホームほほえみ 特別養護老人ホーム車庫
	保健施設	町民保健センター
	その他社会保険施設	総合福祉センター（国民健康保険病院含む） 総合福祉センター車庫
行政系施設	庁舎等	役場庁舎 土幌消防署 中土幌消防会館第2分団
	その他行政系施設	旧トレーニングセンター（倉庫） 軽工業事務所（旧オオハシ木工工場兼事務所） 軽工業事務所（倉庫） 防災倉庫
町営住宅	町営住宅	町職員住宅（旧簡易水道浄水場職員住宅） 公有住宅（旧三島宅） 公有住宅（旧沓澤求住宅） 中土幌北団地 中土幌東団地 みのり野団地 昭和南団地

町営住宅	町営住宅	下居辺団地 大通西団地 かしわ荘 協進団地 士幌南団地 南百戸団地 睦団地 若葉団地 勤労青少年アパート(フレンドハウス) 士幌北団地 士幌小学校教職員住宅 士幌町中央中学校教職員住宅 上居辺小学校教職員住宅 佐倉小学校教職員住宅(定住促進住宅) 下居辺小学校教職員住宅(閉校) 新田小学校教職員住宅(閉校) 中士幌小学校教職員住宅 西上音更小学校教職員住宅(閉校) 北中音更小学校教職員住宅(閉校) 士幌高等学校教職員住宅
公園	公園	コミュニティ施設(子供の館) 中央公園休憩小屋(ふれあいハウス)
供給処理施設	供給処理施設	中士幌リサイクルセンター(ストックヤード1) 中士幌リサイクルセンター(ストックヤード2) 中士幌リサイクルセンター(ストックヤード(ガラス瓶バンカー)) ごみ焼却施設(管理棟及び工場) ごみ焼却施設(車庫) 一般廃棄物最終処分場(浸出水処理棟)
その他	その他	士幌聖苑火葬場 車両センター事務所 除雪車車庫 道路維持機械格納庫 スクールバス車庫 移住体験住宅 農園付き住宅 旧大道建設事務所 旧大道建設倉庫 旧大道建設事務所 町職員住宅旧中士幌小教職員住宅(住宅202) 町職員住宅旧中士幌小教職員住宅(住宅205) 中士幌太陽光発電所(更新費用試算には含まず)

※中士幌太陽光発電所は、施設数・延床面積・更新費用試算等から除外しています。

※ごみ焼却施設(管理棟及び工場)(車庫)、一般排廃棄物処分場(浸出水処理棟)は、北十勝2町共同所有建物

(3) 施設の現状

建築系公共施設の延床面積は学校教育系施設が 29%、町営住宅が 23%、スポーツ・レクリエーション系施設が 13%の順に多くなっています。

表 施設分類ごとの施設数と延床面積

大分類	施設数	延床面積 (㎡)
町民文化系施設	21	6,735
社会教育系施設	3	464
スポーツ・レクリエーション系施設	21	16,555
産業系施設	14	10,613
学校教育系施設	50	37,625
子育て支援施設	11	4,205
保健・福祉施設	6	13,638
行政系施設	7	7,102
町営住宅	193	30,553
公園	2	170
供給処理施設	6	2,459
その他	13	2,536
計	347	132,655

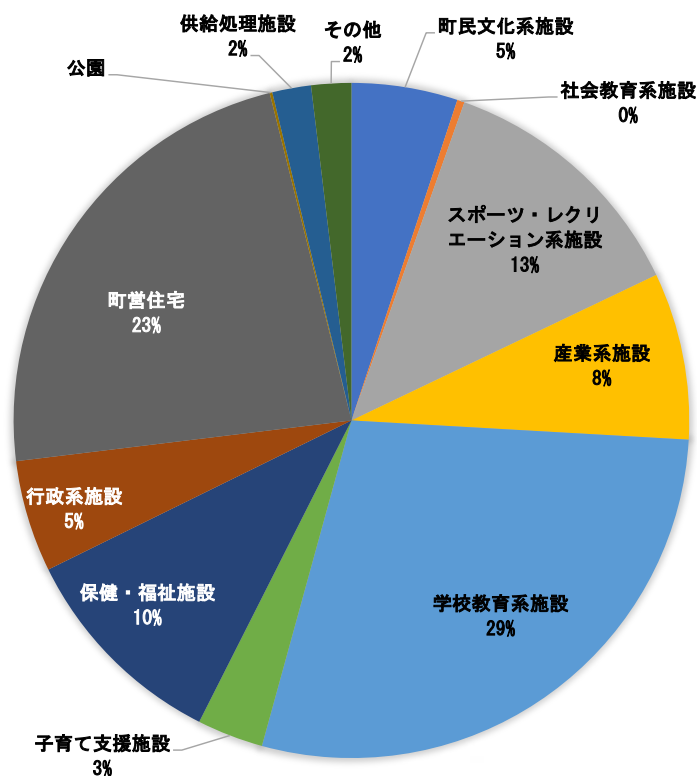


図 施設分類ごとの延床面積比

表 土木系インフラ資産総括表

施設分類		施設数	延長等
道路	一般道路		実延長 586,345m
	歩道		実延長 48,893m
橋梁		202本	総延長 3,518m 総面積 22,383㎡
土地改良管理施設	水路		総延長 211,439m
	農道		7,405m (うち一転要件農道1,823m)
上水道施設	配水管		総延長 327,996m
	導水管		総延長 6,872m
	送水管		総延長 16,846m
下水道施設	下水道管		総延長 27,235m

2. 更新費用試算

(1) 試算条件

①基本的な考え方

- 更新年数経過後に現在と同じ延床面積等で更新すると仮定し、延床面積等の数量に更新単価を乗じることにより、更新費用を試算します。
- インフラ（道路・橋梁・上下水道）等は、整備済み面積や整備延長等に更新単価を乗じることにより、更新費用を試算します。

②耐用年数・更新の考え方

【建築系施設】

- 標準的な耐用年数（日本建築学会「建築物の耐久計画に関する考え方」）とされる 80 年を採用することとします。
- 建設後 20 年で建築物の大規模改修を行うものとします。
- 建設時からの経過年数が 31 年以上 50 年未満の建築物については、今後 10 年間で均等に大規模改修を行うものと仮定します。
- 建設時より 50 年以上経ているものについては、建て替えの時期が近いので、大規模改修は行わずに 60 年を経た年度に建て替えると仮定します。

【インフラ資産】

- 道 路：舗装の耐用年数 10 年と舗装の一般的な供用寿命の 12～20 年を踏まえ 15 年とし、全整備面積を 15 年で割った面積の舗装部分を毎年度更新していくと仮定します。
- 橋 梁：整備した年度から法定耐用年数の 60 年を経た年度に更新すると仮定します。
- 上水道：整備した年度から法定耐用年数の 40 年を経た年度に更新すると仮定します。
- 下水道：整備した年度から法定耐用年数の 50 年を経た年度に更新すると仮定します。

③更新単価の考え方

- 既に更新費用の試算に取り組んでいる地方公共団体の調査実績、設定単価等を基に用途別に設定された単価を使用します。なお、更新単価において地域差は考慮しないこととします。
- 大規模改修の単価は、建て替えの約 2.5 割で想定します。
- インフラ資産については、関連調査及び統計等を基に整備済み面積や整備延長に対しそれぞれ設定された更新単価を使用します。

表 公共施設用途別単価

施設分類	大規模改修	建て替え
町民文化系施設	10 万円/㎡	40 万円/㎡
社会教育系施設	10 万円/㎡	40 万円/㎡
スポーツ・レクリエーション系施設	9 万円/㎡	36 万円/㎡
産業系施設	10 万円/㎡	40 万円/㎡
学校教育系施設	8.25 万円/㎡	33 万円/㎡
子育て支援施設	8.25 万円/㎡	33 万円/㎡
保健・福祉施設	9 万円/㎡	36 万円/㎡
医療施設	10 万円/㎡	40 万円/㎡
行政系施設	10 万円/㎡	40 万円/㎡
町営住宅	7 万円/㎡	28 万円/㎡
公園	8.25 万円/㎡	33 万円/㎡
供給処理施設	9 万円/㎡	36 万円/㎡
その他	9 万円/㎡	36 万円/㎡

表 インフラ資産更新単価

施設分類	細目		更新
道路	一般道路		4,700 円/㎡
	自転車歩行者道		2,700 円/㎡
橋梁			448 千円/㎡
上水道	導水管・送水管	300mm 未満	100 千円 /m
		300～500mm	114 千円 /m
		500～1000mm 未満	161 千円 /m
	配水管	150mm 以下	97 千円 /m
		200mm 以下	100 千円 /m
		250mm 以下	103 千円 /m
		300mm 以下	106 千円 /m
		350mm 以下	111 千円 /m
下水道	管種別		124 千円 /m
	管径別	250mm 以下	61 千円 /m
		251～500mm	116 千円 /m
		501～1000mm	295 千円 /m

(※総務省公共施設等更新費用試算ソフトの用途別単価を応用しています)

(2) 試算結果

公共施設等の更新費用を試算した結果、今後 40 年間で 509.9 億円（年平均 12.75 億円）かかることがわかりました。直近 5 年間の公共施設にかかる投資的経費は、年平均 4.76 億円ですので、毎年 8.0 億円不足することになります。

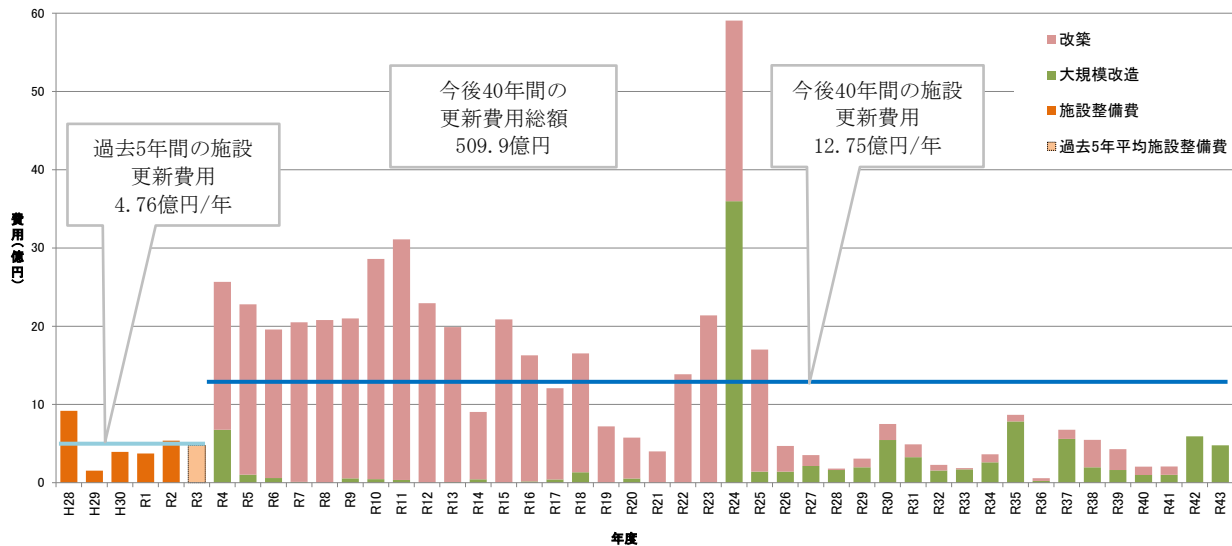


図 更新費用試算結果（公共施設）

【試算条件】

- ・文科省提供の更新費用試算ソフトを活用し算出
- ・令和3年度に作成した「士幌町公共施設等長寿命化計画」の算定結果に加え、公営住宅等の算定外施設の情報を加えて作成
- ・更新単価はP.16「表 公共施設用途別単価」による

3. 対象施設の現状と課題

(1) 公共建築物の現状と課題

対象施設について、建築年別に施設分類ごとの延床面積をグラフに示しています。

公共施設等（道路、橋梁等のインフラを除く）全体としては、341 施設となっており、総延床面積は 126,956 m²、一人当たり 20.7 m²となっています。（平成 27 年国勢調査人口 6,132 人で算出）

年ごとの公共施設の面積推移から、これらの公共施設の多くは、1970 年（昭和45年）代から建設されており、30 年経過すると老朽化が進むため、「品質の適正性」の観点から大規模な改修や更新の時期を既に迎えています。

建築年からみて特に老朽化している公共施設は、町民文化系施設、町営住宅、学校教育系施設です。施設分類ごとに築 30 年を超える建築物を延床面積比でみた場合、町民文化系施設は約 95%、町営住宅は約 63%、学校教育系施設は約 74%を占めています。

図 築年別整備状況

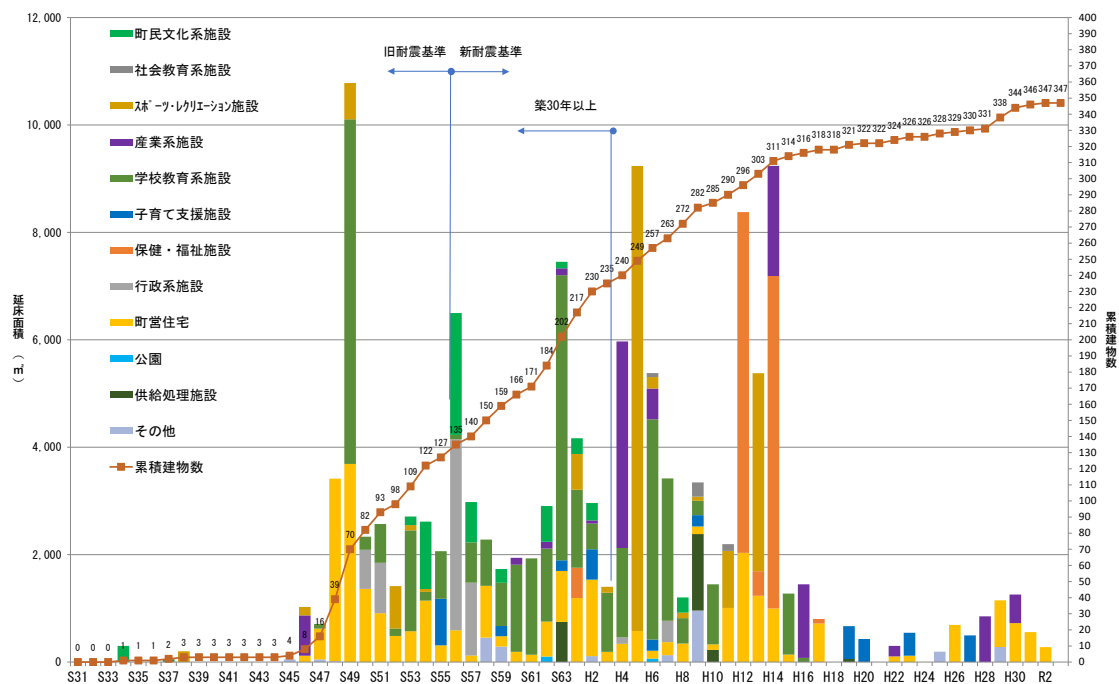


表 築年別建物数、延床面積

築年数	建物数													延床面積 (㎡)												
	町民文化系施設	社会教育系施設	スポーツ・レクリエーション施設	産業系施設	学校教育系施設	子育て支援施設	保健・福祉施設	行政系施設	町営住宅	公園	供給処理施設	その他	合計	町民文化系施設	社会教育系施設	スポーツ・レクリエーション施設	産業系施設	学校教育系施設	子育て支援施設	保健・福祉施設	行政系施設	町営住宅	公園	供給処理施設	その他	合計
50年以上	2	0	2	1	1	0	0	0	8	0	0	2	16	357	0	360	749	86	0	0	0	695	0	0	98	2,345
40年以上	6	0	4	0	19	1	0	5	88	0	0	1	124	4,434	0	1,620	0	11,272	867	0	6,581	12,591	0	0	20	37,385
30年以上	11	0	4	6	20	3	1	1	47	1	2	4	100	1,661	0	775	4,288	16,445	954	564	123	6,224	105	750	858	32,747
20年以上	2	3	11	3	8	2	4	1	30	1	3	3	71	283	464	13,800	2,624	8,609	420	12,991	398	6,832	65	1,651	1,088	49,225
10年以上	0	0	0	2	2	4	1	0	5	0	1	0	15	0	0	0	1,565	1,213	1,468	83	0	1,086	0	58	0	5,473
10年未満	0	0	0	2	0	1	0	0	15	0	0	3	21	0	0	0	1,387	0	496	0	0	3,125	0	0	473	5,481
計	21	3	21	14	50	11	6	7	193	2	6	13	347	6,735	464	16,555	10,613	37,625	4,205	13,638	7,102	30,553	170	2,459	2,537	132,656

（２）インフラ資産の現状と課題

インフラ資産の全体は、土木系として道路、橋梁、土地改良管理施設があり、上下水道系施設として上水道施設、下水道施設に分類されます。

橋梁は建設後 60 年で更新することになりますので、本町の場合 2026 年以降、改修や更新の時期を迎えることとなります。また、全体面積の約 4%に当たる橋が建設年度不明のため、維持管理に当たって安全性の確認及び確保が課題となります。

上下水道等については、材料にもよりますが上水道の耐用年数は 40 年と考えられますので、改修や更新時期を迎えています。

（３）有形固定資産減価償却率の推移

令和元年度の土幌町の有形固定資産減価償却率は、61.0%となっています。

過去4年間の推移は、平成28年度55.8%、平成29年度57.5%、平成30年度59.1%となっており、ここ数年新たに建設したり、大規模修繕を行った建物がないことから、徐々に有形固定資産減価償却率が向上している状態です。

類似団体との比較では、ほぼ平均的な値ですが、一部施設では大規模改修や長寿命化改修時期を経過しており、改築時期を迎えている建物もあります。

今後個別施設計画の内容に沿った、計画的な維持更新等を進めていく必要があります。

第4章

公共施設等総合管理計画の 基本方針

1. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方
2. 実施方針
3. 推進体制

1. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

本町の公共施設における現状と課題から、将来、施設の長寿命化を目指した改修・更新に掛かるコスト試算の結果を踏まえ、基本となる全体目標を設定します。公共施設を建築系公共施設とインフラ系公共施設（土木系施設、上下水道系施設）に大別した上で検討を行い、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進し、将来の更新費用の削減を図ります。

（1）建築系公共施設

①新規整備について

土幌町第6期町づくり総合計画を踏まえた上で、住民ニーズと施設の機能重複等を勘案し、新規の公共施設整備に当たっては慎重に整備を検討します。

②施設の更新（建て替え）について

現状及び将来の利用動向を踏まえ、保有すべき施設については予防保全管理の考えのもと、複合化及びコンパクト化を図りながら施設を維持し、最小限の建て替えを目指します。

また、民間活力の導入も視野に入れ、移譲・移管についても検討をします。

③施設総量（総床面積）について

人口推移、老朽化、住民利用度、集客率等を検証しながら施設総量の適正化を目指し、施設を利用される地域住民の方の理解を得ながら、床面積の削減を目指します。

④施設コストの維持管理、運営コストについて

住民サービス水準の維持・向上を図りながら、管理運営に掛かる維持管理費や運営コストの低減を前提にした施設運営を目指します。

⑤バリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の推進について

「ユニバーサルデザイン2020行動計画」（平成29年2月20日ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議決定）におけるユニバーサルデザインのまちづくりの考え方を踏まえ、公共施設等を修繕・更新する際には、高齢者や障害者をはじめ誰もが利用しやすい施設となるよう、バリアフリー化やユニバーサルデザイン化を必要に応じて実施することで、公共施設等の性能の確保に努めます。

⑥広域連携について

効果的かつ効率的な住民サービスの提供を行うため、公共施設等の相互利用などについて、十勝圏複合事務組合をはじめとした近隣市町村との連携の可能性を検討します。

（し尿処理、ごみ処理と処分、下水の処理等についてはすでに連携を行っています）

⑦脱炭素化の推進について

地球温暖化の最大の原因である二酸化炭素の排出量の削減など脱炭素化に向けた取り組みの一環として、公共施設等においても省エネや再エネ利用、脱炭素化の推進、グリーンインフラ※など世界基準の開発目標を意識した取り組みを推進することで、持続可能なまちづくりと地域活性化を目指します。

脱炭素化推進に向けて、本町は

- ① 太陽光発電の導入
- ② 建築物におけるZEBの実現
- ③ 省エネルギー改修の実施
- ④ LED照明の導入

等の事業に、率先的に取り組みます。

※自然環境が有する機能を社会における様々な課題解決に活用しようとする考え方。

2. 実施方針

(1) 点検・診断等の実施方針

①点検・保守

建物は、数多くの部品・部材や設備機器など様々な素材が組み合わされて構成され、それぞれの目的と機能をもっています。それらの部材、設備機器は、使い方や環境及び経年変化から生じる汚れ、損傷、老朽化の進行に伴い本来の機能を低下させていきます。

日常管理では、建物を維持管理するための日常の点検・保守によって、建物の劣化及び機能低下を防ぎ、建物をいつまでも美しく使っていくための総合的な管理運営や実際の点検・保守・整備などの業務を行います。

表 建築・設備の日常点検項目

建 物		
構造別	小項目	点検方法等
構造体の安全について	各種荷重に対するチェック	①固定荷重 ②積載荷重 ③積雪荷重 ④風圧力 ⑤地震力 ⑥その他荷重（土圧、水圧、移動荷重、建築設備荷重、作業荷重等）
屋根・屋上について	①防水に対するチェック ②パラペット ③ルーフドレン・とい ④屋上柵・タラップ ⑤丸環 ⑥金属板葺き屋根 ⑦石綿スレート葺き屋根	①防水保護塗膜の点検 ②定期的清掃点検 ③定期的清掃点検 ④定期的手入れと点検 ⑤定期的手入れと点検 ⑥早めの点検補修 ⑦暴風雨前後の点検手入れ
外装仕上げについて	①吹付け塗装 ②タイル張り ③石・擬石・テラゾ ④非鉄金属仕上げ ⑤鉄部の塗装 ⑥シーリング材 ⑦ガラス	①定期的な吹付けなおし ②定期的点検 ③定期的点検 ④定期的清掃と塗り替え ⑤定期的清掃と塗り替え ⑥定期的手入れ ⑦破損点検
建具について	①アルミ製建具 ②鋼製建具 ③シャッター・防火扉 ④建具金物	①定期的点検、パッキン材取替え ②定期的清掃点検 ③定期的な点検整備 ④締めつけ調整
内部仕上げについて	①石・擬石・テラゾ ②陶磁器質タイル ③モルタル・コンクリート ④弾性床材 ⑤板張り・フローリング・ブロック ⑥カーペット類 ⑦塗装 ⑧壁紙・布張り木材生地	①～⑧省略
厨房・浴室・便所など 水を使用する場所について	①厨房 ②浴室 ③便所	①定期的清掃、グリストラップの内部点検 ②使用後の清掃、換気 ③拭き取り清掃
外構・その他について	①境界標石 ②排水溝・会所	①隣接地工事の際注意 ②点検清掃

設 備		
設備別	小項目	点検方法等
電気設備について	①電気主任技術者の選任 ②電気設備の法定	①建物の電気設備の契約電力が 50KW 以上の場合には電気主任技術者の選任が必要。 ②非常照明設備・自動火災報知設備などは「建築基準法」「消防法」に基づく有資格者による定期点検・検査報告などが義務付けられている。
給排水衛生設備について	①消火設備 ②給排水衛生	①消火栓・スプリンクラー設備については「建築基準法」「消防法」に基づき有資格者による定期的な点検、検査報告などが義務付けられている。 ②運転維持管理について有資格者の選任や検査・点検事項・時期などについて法令で規制されることがある。
冷暖房換気設備について	冷暖房換気設備の維持管理	①ボイラー・冷凍機など法的運転資格者の選任、法的定期検査を受ける。 ②ビル管理法上の対象建物は法に定められた運転資格者の選任が必要。 ③法に基づく換気設備・排煙設備は有資格者による定期点検検査・報告が義務付けられている。 ④冷暖房換気設備を構成する機器は回転振動などによる摩耗、劣化などが起きるので定期点検整備が必要。
昇降機設備について	エレベーター・エスカレーターなど	①「建築基準法」により定期検査報告が義務付けられている。 ②昇降機設備は複雑な制御機構をもった精度の高い機器設備なので、維持管理は専門技術者に行わせる。
ガス設備について		ガス漏れ検知装置、その他安全装置については定期的に専門業者の点検を受ける。
汚水浄化槽設備について	日常点検・保守	①消毒液を常にタンクに確保しておく。 ②駆動装置およびポンプ設備は、常時作動させておく。

(「建築・設備の日常点検項目」建築リニューアル支援協会 (ARCA) より引用)

②施設の診断

■診断の実施方針

現況把握のための施設診断では、施設の安全性、耐久性、不具合性及び適法性が最低限必要な診断項目となります。

- ・表「公共施設診断の対象となる評価項目」を参考とし、本町で必要とする品質・性能が把握できる評価項目について、簡易な診断に努めます。
- ・耐震診断、劣化診断など既往の診断があるものはそのデータを利用します。

■施設の長寿命化と施設診断

施設の長寿命化を図るには、上記の診断項目（施設の安全性、耐久性、不具合性及び適法性）に加えて、快適性、環境負荷性、社会性など種々の性能が要求されます。

- ・施設の維持修繕・改修に当たっては、表「公共施設診断の対象となる評価項目」より、本町に必要な評価項目を選択し、施設ごとに課題と優先度を判断し、実施します。

表 公共施設診断の対象となる評価項目 (FM 評価手法・JFMES13 マニュアル(試行版)より構成)

記号	評価項目	評価内容
a.	安全性	・敷地安全性（耐災害）、建物耐震・耐風・耐雪・耐雨・耐落雷安全性、防火安全性、事故防止性、防犯性、空気質・水質安全性
b.	耐久性	・建物部位（構造・外装など）の耐久性・劣化状況
c.	不具合性	・施設各部位（構造・仕上げ・付帯設備・建築設備）の不具合性
d.	快適性	・施設快適性（室内環境・設備）、立地利便性
e.	環境負荷性	・施設の環境負荷性（省エネ、有害物質除去など）
f.	社会性	・地域のまちづくりとの調和、ユニバーサルデザイン（バリアフリー化）
g.	耐用性	・経過年数と耐用年数、変化に対する追従性、計画的な保全・大規模改修
h.	保全性	・維持容易性、運営容易性、定期検査の履行
i.	適法性	・建築法規、消防法、条例
j.	情報管理の妥当性	・情報収集、情報管理、情報利活用
k.	体制・組織の妥当性	・統括管理体制、管理体制、トップマネジメントへの直属性
l.	顧客満足度	・顧客満足度、職員満足度
m.	施設充足率	・地域別施設数量の適正性、用途別施設数量適正性、余剰スペース
n.	供給水準の適正性	・供給数量適正性（敷地面積、建物面積など）
o.	施設利用度	・施設利用率、空室率
p.	点検・保守・改修コストの適正性	・点検・保守費、清掃費、警備費、改修費・大規模改修費、更新費
q.	運用コストの適正性・平準化	・運用費、水道光熱費
r.	ライフサイクルコストの適正性	・ライフサイクルコスト

（２）維持管理・修繕・更新等の実施方針

①維持管理・修繕の実施方針

建物を使用するには、設備機器の運転や清掃が必要です。その中でも機器の運転は、日常の点検、注油、消耗品の交換、調整が欠かせません。修繕や小規模改修に対しては、速やかな対応ができる体制を構築します。

- ・清掃は建物の環境を常に衛生的な状態に維持し、快適性を高めます。
- ・廃棄物処理については、事業系の一般廃棄物について軽減策を立案し実践します。
- ・維持管理及び修繕を自主的に管理し、計画的・効率的に行うことによって、維持管理費・修繕費を平準化し、建物に掛かるトータルコストを縮減します。

②更新・改修の実施方針

計画的な保全では、不具合が発生したその都度対応する事後保全ではなく、実行計画を策定し実施していくことが重要です。施設の経年変化には、法規の改正による既存不適格の発生も含まれるので、適法性の管理が必要となります。

表 適法性の主な管理項目

適 法 性 管 理	関連法規 適法性	建物に関する法令	建築基準法、耐震改修促進法、品確法、学校保健安全法、医療法、児童福祉法、駐車場法、文化財保護法、建築物管理法、労働安全衛生法
		消防に関する法令	消防法
		条例に関する法令	条例
		環境に関する法令	廃棄物処理法、グリーン購入法、省エネルギー法、公害防止法
		不動産に関する法令	不動産登記法、宅地建物取引業法、借地借家法
	定期検査の 履行	建物定期検査	消防用設備等点検、昇降機定期検査、水質・水道施設の検査、空気質検査、特殊建築物の定期検査
		建築設備定期検査	建築設備の定期検査、ガス消費機器の調査、電気工作物の調査、自家用電気工作物の点検

建物を更新することなく長期にわたって有効に活用するためには、建物の基本性能を、利用目的に合致した最適な状態に維持あるいは向上することが必要となります。そのため、インフィル（建物の間取りや内装、設備等）を適切なタイミングで簡易に診断し、計画的に保全していくことが不可欠となります。

また、公共施設が更新される理由には、施設の耐久性、不具合性、施設の規模(広さ・高さ)、使いやすさ及び陳腐化のほかに、施設に求められる様々な性能面や法規対応において要求水準を満たすことができない場合もあるので、更新の際には種々の診断を行ってその理由を明確にする必要があります。

更新する場合は、まちづくりとの整合性を保ち、公共施設のコンパクト化や効率化の観点からも土地や建物について単独更新以外の統合や複合化についての検討を行います。したがって更新・改修の方針については、統合や廃止の推進方針との整合性も図る必要があります。

(3) 安全確保の実施方針

公共施設における安全確保は、利用者の安全の確保と資産や情報の保全を目的とした要件です。また、万一の事故・事件・災害に遭遇したときに、損害を最小限にとどめ、俊敏に復旧体制を整えるために平時から備えることは、施設管理者にとって最も重要なことです。

下表は施設の安全性及び耐用性の観点から、それに係る安全確保の項目を抽出したものです。高い危険性が認められる項目としては、敷地安全性、建物安全性、火災安全性、生活環境安全性などが挙げられます。

表 施設の安全確保に係る項目 (FM 評価手法・JFMES13 マニュアル(試行版))

評価項目			内 容	
大項目	中項目	小項目		
安全性	敷地安全性	自然災害回避性	地震災害	・液状化・活断層の有・無
			土砂災害	・警戒区域・特別警戒区域の有・無
			浸水災害	・水害危険区域・津波高潮浸水区域の有・無
		敷地安全対応策	地盤安定性	・地盤沈下・地盤崩壊・湿潤地域の有・無
			緊急自動車接近	・道路幅
			地盤調査結果	・軟弱地盤・盛土・埋立地の有・無
			危険物の種類	・消防法危険物（1 類・2 類・3 類）の有・無
			保安距離	・危険物から 50m 以内、200m 以内
	建物安全性	構造安全性	基礎の安全性	・基礎の安全要件の満足度
			常時床荷重	・許容積載荷重・超過
		耐震安全性	建設年	・1981 年 6 月以前
			耐震診断	・Is 値> 0.6 / 0.6> Is 値> 0.3 / 0.3> Is 値
			耐震補強	・要・不要
			耐震等級	・等級
			免震、制震	・有・無
		耐風安全性	耐風等級	・等級
		対水安全性	浸水対策	・浸水に対する安全要件の満足度
		対落雷安全性	避雷針	・落雷に対する安全要件の満足度
	火災安全性	耐火安全性	延焼防止	・外壁・屋根の防火性能
		避難安全性	避難路確保	・避難路確保
		消火安全性	消火活動・経路確保	・非常用出入口・窓先空地・防火設備・防火用水確保
	生活環境安全性	空気質安全性	空気質測定	・有・無・飛散性・非飛散性のアスベスト排除状況
			空気質安全性の確保	・ホルムアルデヒド・トルエン・キシレン・エチルベンゼン・スチレン 放散速度
		水質安全性	水質検査	・有・無
			水質安全性の確保	・水質安全性の確保に対する安全要件の満足度
		傷害・損傷防止性	転倒・転落防止性	・転倒・転落防止に対する安全要件の満足度
			落下物防止性	・落下物防止に対する安全要件の満足度
			危険物の危険防止性	・危険物の危険防止に対する安全要件の満足度
		有害物質排除性	アスベスト排除	・飛散性・非飛散性のアスベスト排除状況（年代・部位）
			PCB 排除	・トランス・蛍光灯・シーリングから PCB 排除状況 （年代・部位）
			フロン・ハロン対策	・冷媒・断熱材からフロン、消火剤からハロン排除状況
			CCA 対策	・木造土台のCCA の有・無
		公害防止性	日照・通風障害防止性	・日照・通風障害防止要件の満足度
			風害防止性	・風害防止要件の満足度
			電波障害性防止性	・電波障害性防止要件の満足度
			騒音・振動・悪臭防止性	・音・振動・悪臭防止要件の満足度
			障害防止性	・排気・排熱・排水障害防止要件の満足度
			外構の維持保全	・外構の維持保全要件の満足度

項目			内容	
大項目	中項目	小項目		
耐用性	耐久性	耐用年数	経過年数	・経過年数の%
			耐用年数（償却）	・法的耐用年数
		耐久性	構造材耐久性	・構造耐用年数（60年）と築年の差
			外壁・屋根耐久性	・外壁・屋根耐用年数（40年）と改修年の差
			付属設備耐久性	・設備耐用年数（20年）と改修年の差
	不具合現況	構造不具合	基礎・躯体	・沈下、亀裂、欠損の状況
			土台	・腐れ、欠損の状況
			柱、梁、壁、床など	・亀裂、脱落、腐食、欠損、肌別れ、ゆるみの状況
		外部仕上不具合	屋根	・排水良否、雑草有無、屋上防水層ふくれの状況
			外壁	・剥落、落下、ひび割れの状況
			窓枠、サッシ、ガラス	・腐朽、ゆるみ、落下、パテ・シーリングの状況
		内部仕上不具合	天井	・たるみ、はずれ、亀裂、肌別れ、剥落、落下の有・無
			内壁	・割れ、剥がれ、変色の有・無
			床	・割れ、剥がれ、変色の有・無
		付帯設備不具合	煙突、屋外階段	・傾斜、亀裂、腐食、剥落、支持金物の緊結状況
			広告塔、吊り看板、他	・浮き上がり、腐食、ゆるみの状況
		建築設備不具合	電気設備機器本体	・亀裂、損傷、さび、腐食、磨耗、ゆるみの状況
			給排水衛生設備機器本体	・亀裂、損傷、さび、腐食、磨耗、ゆるみの状況
			空調換気設備機器本体	・亀裂、損傷、さび、腐食、磨耗、ゆるみの状況
			搬送設備機器本体	・亀裂、損傷、さび、腐食、磨耗、ゆるみの状況
			その他設備機器本体	・亀裂、損傷、さび、腐食、磨耗、ゆるみの状況

- ・表の各項目を参考に、危険性が認められた施設については、安全確保の改修を実施します。
（ただし、総合的な判断により改修せずに供用廃止を検討する場合があります。）

（４）耐震化の実施方針

本町では、既存建築物について順次耐震診断を行っています。

耐震改修の状況、及び主要な建築物の耐震改修対象建築物について、必要に応じ順次耐震改修工事等を実施しており、特に利用率、効用等の高い施設については、重点的に対応することとしています。その際に、構造部分の耐震性のほか、非構造部分の安全性（耐震性）についても検討を行い、施設利用者の安全性の確保及び災害時を想定した十分な検討に努めます。

(5) 長寿命化の実施方針

①総合的かつ計画的な管理

診断と改善に重点をおいた総合的かつ計画的な管理に基づいた予防保全によって、公共施設等の長期使用を図ります。総合的かつ計画的な管理とは、点検・保守・修繕、清掃・廃棄物管理を計画的にきめ細かく行い、公共施設等を健全な状態に保ち、定期的に施設診断を行い、その結果により小規模改修工事を行って不具合箇所を是正することです。

そのためには、今ある公共施設等の状態を把握するための施設診断が必要で、診断結果により所定の機能・性能を確保できるところまで改修工事を行い、さらに、計画的な保全を行っていきます。

②計画的な保全、長寿命化計画

下図は、施設のライフサイクルにおける経過年数と機能・性能の関係を示したものです。建設から40年程度までは、小規模な改修工事や点検・保守・修繕を定期的に行うことによって、性能・機能を初期性能あるいは許容できるレベル以上に保つことができます。しかし、建設後40年以上経過すると点検・保守による修繕・小規模改修工事では、性能・機能が許容できるレベルを維持できなくなり、大規模改修工事が必要となります。要求性能レベルは通常時間がたつにつれて上昇するため、要求性能レベルの変化を視野に入れた改修工事が望まれます。

さらに、施設の寿命を延ばすには長寿命化改修工事が必要となります。

本町の公共施設では、建て替え周期は大規模改修工事を経て60年とし、その時点で診断を行い、結果、使用が可能であれば長寿命化改修工事を行って、80年まで長期使用しコストを削減することも検討します。

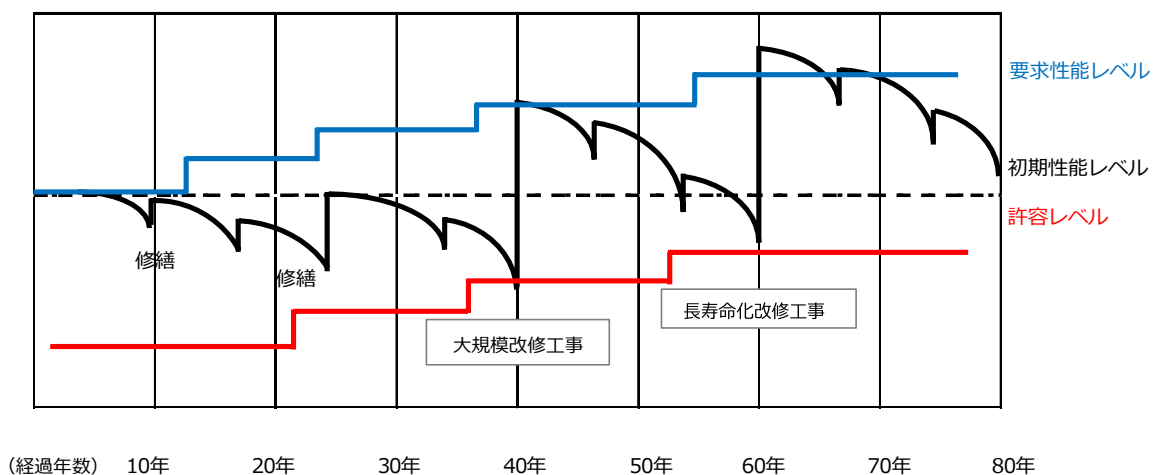


図 長寿命化における経過年数と機能・性能の関係（鉄筋コンクリートの場合）

(6) 統合や廃止の実施方針

①公共施設等のコンパクト化に向けた基礎資料の構築

危険性の高い施設や老朽化等により供用廃止（用途廃止、施設廃止）を必要とする施設を見いだします。

公共施設等のコンパクト化は、以下の7つの評価項目において診断します。

- 施設の安全性
- 機能性
- 耐久性
- 施設効率性
- 地域における施設の充足率
- 施設利用率
- 費用対効果

上記の品質・性能によって施設を診断し、継続使用、改善使用、用途廃止、施設廃止の4つの段階に評価します。診断結果は、施設の統廃合及び供用廃止の判断材料とします。

下表に、診断結果による取組の方向性の例を示します。

表 診断結果と取組の方向性

診断結果	取組の方向性	
	施設面	ソフト面（検討項目）
継続使用	・長期修繕計画の策定	・効果的かつ効率的な運用を検討
	・計画保全の考えに基づき計画的な維持修繕実施	・それに伴う改善策を検討
改善使用	・長期修繕計画の策定 ・計画保全の考えに基づき計画的な維持修繕実施 ・建て替え更新時の規模縮小の検討 ・多用途との複合化など、施設の有効活用の検討 ・PPP/PFIの活用等による用途変更	・利用者増加など、利用状況改善に向けた改革等を検討 ・利用者ニーズを踏まえ、提供するサービスの充実や取捨選択を検討 ・運用の合理化を検討
用途廃止	・空いた施設の利活用(多用途への変更、民間への貸与等)の検討	・用途廃止に代わり、類似民間施設への移転（サービス転化）等を検討
施設廃止	・施設廃止後は、建物解体	・類似施設への統合を検討 ・他施設との複合化を検討
	・施設廃止に伴う跡地は原則売却	・用途廃止に代わり、類似民間施設への移転（サービス転化）等を検討

②住民サービスの水準を確保しつつ、公共施設等統合や廃止の推進に向けた施策

公共施設等統合や廃止には、住民サービスの水準低下が伴います。それを最小限にするために、下表のような種々の公共施設のコンパクト化に向けた施策について、住民合意の可能性を図りながら検討する必要があります。

表 公共施設のコンパクト化の施策

段階	住民サービス水準の変化	行政サービス・施設サービスの考え方	公共施設のコンパクト化の施策
I	・住民の痛みを求めない初動的取組	・住民サービスの現状の水準を維持	・公共施設等の運営の効率化 ・公共施設等の賃貸
II	・一定の住民負担を前提とした住民サービスの質の低下を招かない取組	・行政サービス、施設サービスの質の改善を目指した取組 ・第1段階のコンパクト化	・公共施設等の合築 ・公共施設等の統合
III	・財政収支見通しに基づいた住民の痛みを伴う取組	・行政サービス、施設サービスの見直しにより住民サービスが低下することも想定 ・第2段階のコンパクト化 ※住民の理解と合意形成が必要	・公共施設等の使用制限・使用料金徴収（受益者負担） ・公共施設等の減築 ・公共施設等の廃止
IV	・公共団体が果たすべき公共施設管理の役割を明確化する取組	・民間主体による公共施設管理 ・第3段階のコンパクト化	・公共施設等維持管理の民営化

3. 対策の効果

(1) 長寿命化した場合の今後の施設維持更新費用の削減効果

今後すべての公共施設（建築施設）を保有し続けた場合の40年間の維持更新費用は総額509.9億円、年平均12.75億円と試算されます。

注1）試算条件は大規模改造20年周期、改築40年周期とする。

注2）2021年度の施設整備費は2016年～2020年の平均値とする

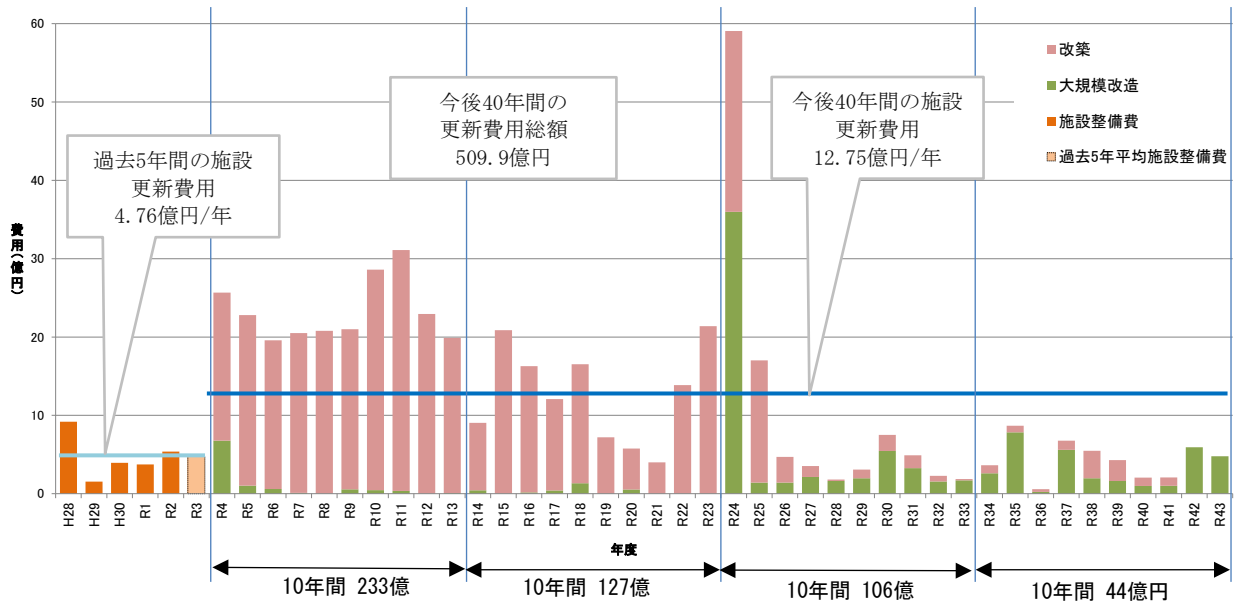


図 従来型改修

公共施設の個別計画で長寿命化改修を行った場合の計算値を基に、全体の公共施設の長寿命化改修費用を試算した結果、40年間の維持更新費用は総額469.4億円、年平均11.74億円となります。また各年度の施設整備費用の平準化が図られます。特に、直近の10年間での効果が最も大きく、約80億円の維持更新費用の削減が可能です。

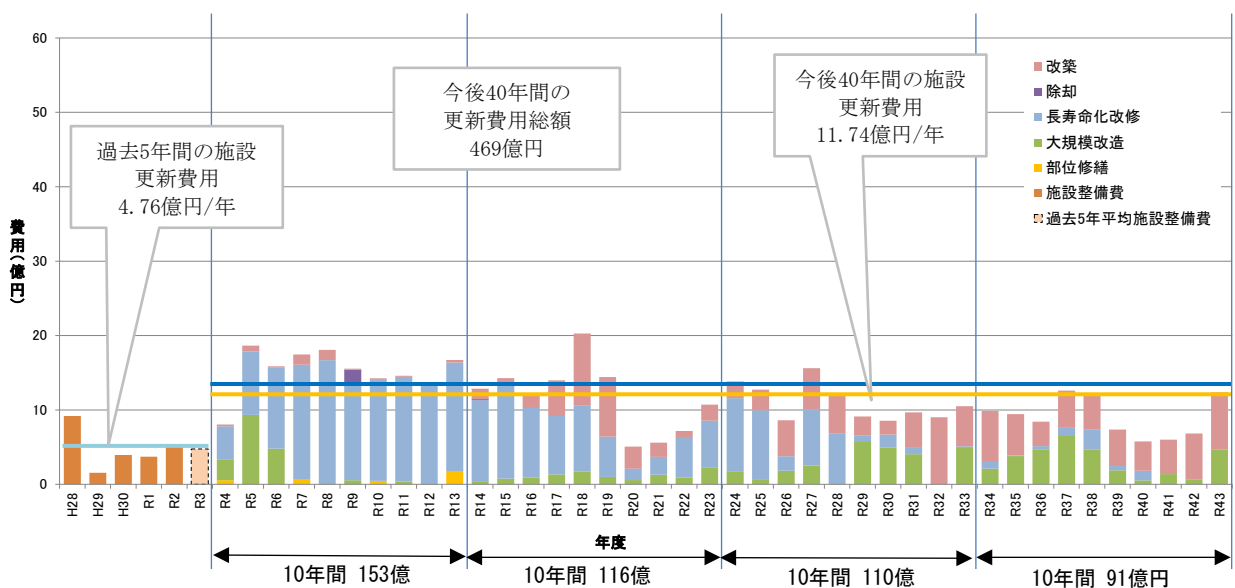


図 長寿命化改修

注3) 長寿命化改修を行った場合の改修周期については、築40年で長寿命化改修、築20年、築60年に大規模改造を行い、最終的には鉄筋コンクリート造、鉄骨造の建物は築80年、木造の建物は築60年で改築するものとします。また、既に築40年を超えている建物は、今後10年以内に長寿命化改修、改築、除却等の実施を目標とします。その他、劣化状況評価がD部位・C部位に関しては、今後10年以内に部位修繕を行います。

表 長寿命化改修の場合の施設類型別整備単価

	改築単価 (万円/㎡)	長寿命改修単価 (万円/㎡)	大規模改造単価 (万円/㎡)
町民文化系施設	40	24.0	10.0
社会教育系施設	40	24.0	10.0
スポーツ・レクリエーション系施設	36	21.6	9.0
産業系施設	40	24.0	10.0
学校教育系施設（校舎）	33	19.8	8.3
学校教育系施設（体育館）	33	19.8	7.3
子育て支援施設	33	19.8	8.3
保健・福祉施設	36	21.6	9.0
行政系施設系施設	40	24.0	8.8
供給処理施設	36	21.6	9.0
その他	36	21.6	9.0

※改築単価：「公共施設等総合管理計画」の試算条件値

長寿命改修単価、大規模改造単価：文部科学省「学校施設の長寿命化計画策定」計算ソフト算定値

4. 対策事例

(1) 過去に行った対策の実績

①公共施設マネジメントに基づく建物の供用廃止

老朽化が進行している施設、地域の実情に応じた施設などは、供用廃止（用途廃止、改築、除却）を行いました。

用途廃止建物（閉校、閉所）については、利活用、譲渡、除却等の方向性について引き続き検討します。

No	施設名称	延床面積(㎡)	対策年	対策
1	土幌町物産販売施設（ピア21しほろ物産館）	201	H30	除却
2	土幌町物産販売施設（ピア21しほろレストラン）	237	H30	除却
3	下居辺小学校	1,100	H30	閉校
4	下居辺小学校屋内運動場	560	H30	閉校
5	北中音更小学校	750	H28	閉校
6	北中音更小学校屋内運動場	560	H28	閉校
7	西上音更小学校	1,150	H30	閉校
8	西上音更小学校屋内運動場	585	H30	閉校
9	新田小学校	1,036	H30	閉校
10	新田小学校屋内運動場	580	H30	閉校
11	佐倉小学校校舎	1,118	R1	閉校
12	佐倉小学校屋内運動場	560	R1	閉校
13	佐倉へき地保育所	197	H30	閉所
14	公有住宅（旧加納好守宅）	104	H30	除却
15	南百戸団地	934	H28, 30	改築
16	睦団地	962	H28, 30	改築
17	若葉団地	628	H30, R1	改築

5. 推進体制

(1) ファシリティマネジメント（FM）業務サイクルによるフォローアップ

下図に示す業務サイクルでは、「町の方針／ビジョン」に基づき、本計画を策定します。公共施設等に対し日常の運営や維持業務を行う「運営・維持」を実施します。「プロジェクトマネジメント」を実施した公共施設等に対しても、その後は日常の運営や維持業務を行う「運営・維持」の実施を行います。「運営・維持」の対象である公共施設等に対し、数量（供給）、品質、コスト

（財務）の面から「評価」を実施します。これらの業務を遂行する核として「統括管理」を推進します。

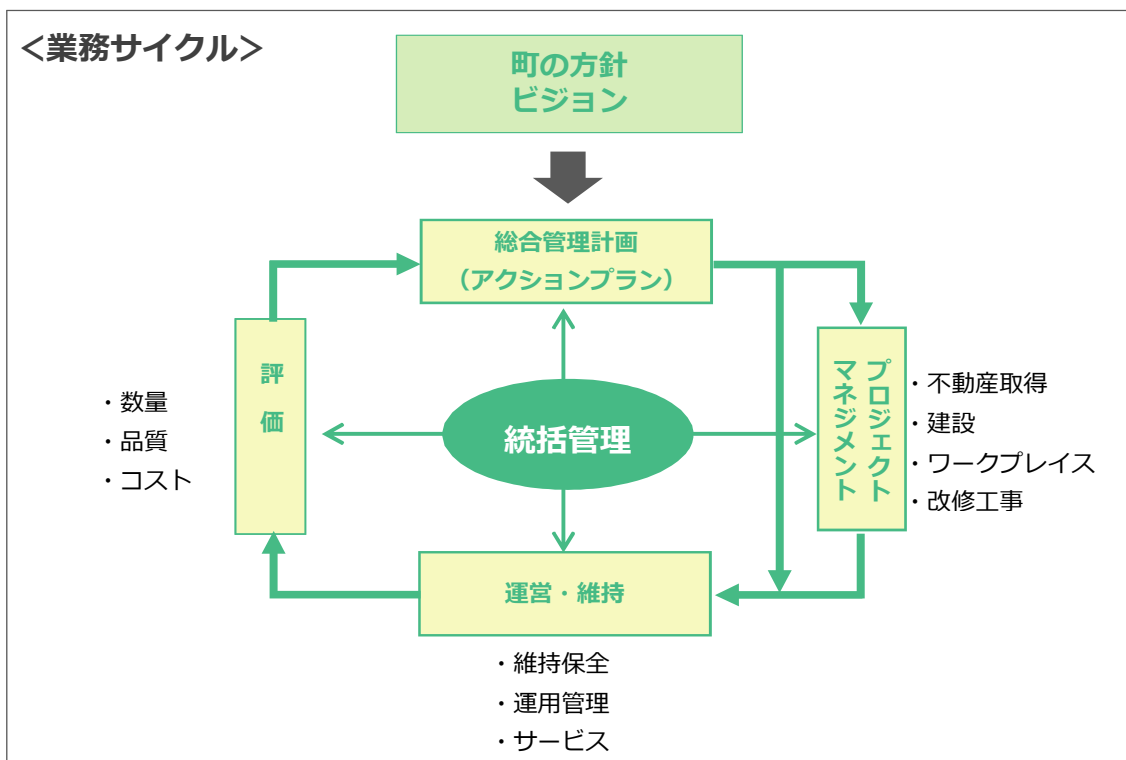


図 業務サイクル

出典：総解説ファシリティマネジメントより構成

(2) 情報共有

持続可能で健全な施設の維持管理の検討を行うに当たり、住民と行政が、町施設に関する情報と問題意識を共有することが重要です。

公共施設を利用し支えている多くの住民と行政が問題意識を共有し、将来のあるべき姿について幅広い議論を進めるために、施設に関する情報や評価結果を積極的に開示します。

また、住民からの様々な意見を収集・整理して公共施設等マネジメントに生かす仕組みについても検討することとします。

(3) 地方公会計（固定資産台帳）の活用

公共施設等に関する情報は財務会計システムなどを活用して、全庁的に一元管理するとともに、地方公会計制度の財務諸表や財産に関する調書とも整合性を図ることで、一貫した資産データに基づく公共施設管理を進めていきます。

第 5 章

施設類型ごとの管理に関する 基本的な方針

1. 建築系公共施設の管理に関する基本的な方針
2. 土木系公共施設の管理に関する基本的な方針
3. 上下水道系施設の管理に関する基本的な方針

1. 建築系公共施設の管理に関する基本的な方針

(1) 町民文化系施設

①施設一覧表

番号	施設名	延床面積 (㎡)	建設年 和暦	経過年数	構造	所管課
1	コミュニティセンター	2,138	S56	40	RC	総務企画課総務担当
2	勤労者会館（旧消防庁舎）	301	S34	62	W	総務企画課管財担当
3	勤労者会館（旧消防庁舎書庫）	56	S37	59	W	総務企画課管財担当
4	昭和南田地集会場	70	H2	31	W	建設課住宅担当
5	西上地区公民館	253	H2	31	S	教育課社会教育G
6	新田地区公民館	343	S54	42	W	教育課社会教育G
7	新田地区公民館増築	33	H1	32	W	教育課社会教育G
8	中土幌地区公民館	750	S57	39	W	教育課社会教育G
9	下居辺地区公民館	262	H1	32	W	教育課社会教育G
10	土幌北地区公民館	247	S62	34	RC	教育課社会教育G
11	市街北町公民館	912	S54	42	RC	教育課社会教育G
12	市街西町公民館	158	S53	43	S	教育課社会教育G
13	市街西町公民館分館増築	33	S63	33	W	教育課社会教育G
14	市街南町公民館	133	S56	40	W	教育課社会教育G
15	市街南町公民館増築	23	H8	25	S	教育課社会教育G
16	土幌南地区公民館	258	S59	37	S	教育課社会教育G
17	佐倉地区公民館	260	H8	25	SRC	教育課社会教育G
18	青年集会所（旧金田宅）	87	S63	33	W	教育課社会教育G
19	中土幌多目的集会施設（旧開発建設部治水事務所）	289	S62	34	S	教育課社会教育G
20	中土幌多目的集会施設（車庫）	59	S62	34	W	教育課社会教育G
21	中土幌多目的集会施設（車庫）	70	S62	34	RC	教育課社会教育G

※経過年数により次のとおり色分けをしています。	50 年以上	31 年～49 年	30 年以下
-------------------------	--------	-----------	--------

②施設の現状と課題

- ・集会場と集会所、集会施設、10 の公民館、1 つの会館、1 つのコミュニティセンターの、合わせて 21 棟、15 の施設があります。
- ・7 つの建物が旧耐震基準で建設されています。
- ・延床面積の約 96%が築 30 年以上を経過しています。
- ・5 つの施設が避難所指定されています。
- ・土幌町コミュニティセンター及び佐倉地区公民館はユニバーサルデザイン（身障者用トイレ、玄関スロープ等）が配慮されています。
- ・中土幌地区公民館には太陽光発電が設置されています。
- ・土幌町コミュニティセンターは役場庁舎との複合施設となっており、光熱水費や修繕費等の維持管理費は役場庁舎に計上されています。
- ・全ての施設が直営で管理されています。

③個別基本方針

- ・施設の殆どが建築後30年を経過しているため、施設の老朽化と経過年数を踏まえ、順次長寿命化を図り計画的な保全を行います。

(2) 社会教育系施設

①施設一覧表

番号	施設名	延床面積 (㎡)	建設年 和暦	経過年数	構造	所管課
1	交通公園駅舎郷土資料館（旧土幌駅舎）	74	S63	33	W	総務企画課企画担当
2	伝統農業保存伝承館	265	H9	24	RC	教育課社会教育G
3	土幌開拓資料館美濃の家	125	S63	33	W	教育課社会教育G

※経過年数により次のとおり色分けをしています。	50 年以上	31 年～49 年	30 年以下
-------------------------	--------	-----------	--------

②施設の現状と課題

- ・郷土資料館や伝承館など、3 つの施設が設置されています。
- ・いずれの施設も耐震診断及び耐震改修は対象外となっています。
- ・伝統農業保存伝承館はユニバーサルデザイン（身障者用トイレ）が配慮されています。
- ・いずれの施設も単独施設であり、交通公園駅舎郷土資料館は直営で管理され、その他の施設は委託により管理されています。
- ・㎡当たりの光熱水費は、約 2,500 円程度となっており、交通公園駅舎郷土資料館の光熱水費は管理料に含まれています。
- ・年間入場者数は 800～1,000 名程度となっています。

③個別基本方針

- ・社会教育系施設は、比較的維持管理が行き届いており、健全度が高い建物がほとんどです。今後も長寿命化を図り計画的な保全を適宜行います。

(3) スポーツ・レクリエーション系施設

①施設一覧表

番号	施設名	延床面積 (㎡)	建設年 和暦	経過年数	構造	所管課
1	総合研修センター	8,331	H5	28	W	教育課社会教育G
2	総合研修センター車庫	98	H5	28	W	教育課社会教育G
3	町民プール	677	S49	47	W	教育課社会教育G
4	屋内ゲートボール場	1,062	H11	22	RC	教育課社会教育G
5	総合グラウンド陸上競技場スタンド	158	S46	50	S	教育課社会教育G
6	総合グラウンド陸上競技場器具庫	99	H5	28	RC	教育課社会教育G
7	総合グラウンド陸上競技場器具庫	78	H9	24	RC	教育課社会教育G
8	土幌チセ・フレップ（北海道大学土幌小屋）	100	S53	43	RC	総務企画課企画担当
9	下居辺交流施設（しほろ温泉ブラザ緑風）	3,594	H13	20	RC	産業振興課商工担当
10	学習体験の館	431	H1	32	S	産業振興課商工担当
11	学習体験の里（休憩舎）	130	H1	32	RC	産業振興課商工担当
12	学習体験の里（機材庫）	104	H1	32	鉄骨BC	産業振興課商工担当
13	学習体験の里（コテージしらかば・ななかまど）	110	H3	30	鉄骨BC	産業振興課商工担当
14	学習体験の里（コテージもみじ）	55	H5	28	S	産業振興課商工担当
15	学習体験の里（コテージからまつ）	75	H5	28	RC	産業振興課商工担当
16	学習体験の里（コテージ国産材展示施設）	213	H6	27	S	産業振興課商工担当
17	学習体験の里（展望台休憩施設）	54	S54	42	S	産業振興課商工担当
18	土幌町農民健康増進施設（緑風荘）	789	S52	44	W	産業振興課商工担当
19	やまびこハウス	104	H8	25	S	産業振興課林務担当
20	ふるさと体験広場集会場（旧朝陽小学校校舎）	202	S38	58	BH	建設課土木担当
21	ふるさと体験広場吹抜小屋	91	H13	20	BH	建設課土木担当

※経過年数により次のとおり色分けをしています。	50 年以上	31 年～49 年	30 年以下
-------------------------	--------	-----------	--------

②施設の現状と課題

- ・旧耐震基準で建設された建物が 6 棟あります。
- ・全ての施設で耐震診断及び耐震改修は対象外となっています。
- ・9 の建物が築 30 年を超え、老朽化が進んでいます。
- ・総合研修センターは避難所指定されており、代替電源の整備や、福祉避難所としての活用も想定されています。
- ・下居辺交流施設及び士幌町農民健康増進施設、総合研修センターではユニバーサルデザイン（身障者用トイレ、玄関スロープ等）が配慮されています。
- ・下居辺交流施設ではバイオマス発電設備が設置されています。
- ・下居辺交流施設、学習体験の館、学習体験の里、総合研修センターは複合施設となります。
- ・指定管理が 10 箇所、委託が 3 箇所、その他 10 箇所は直営で管理されています。

③個別基本方針

- ・下居辺交流施設（しほろ温泉プラザ緑風）、士幌町農民健康増進施設（緑風荘）は、今後、老朽化部位の大規模修繕の検討を行います。
- ・その他の施設は長寿命化を図り計画的な保全を図ります。

(4) 産業系施設

①施設一覧表

番号	施設名	延床面積 (㎡)	建設年 和暦	経過年数	構造	所管課
1	士幌佐倉地区バイオガスプラント	1,014	H14	19	RC	産業振興課農業振興担当
2	士幌佐倉地区バイオガス利活用施設	194	H22	11	RC	産業振興課農業振興担当
3	士幌町農業試験センター	50	S60	36	RC	産業振興課農業振興担当
4	士幌町農業試験センター乾燥庫	79	S60	36	W	産業振興課農業振興担当
5	士幌南地区バイオガスプラント	1,037	H14	19	RC	産業振興課農業振興担当
6	農産物集出荷貯蔵施設	3,845	H4	29	RC+W	産業振興課農業振興担当
7	士幌新田地区バイオガスプラント	1,371	H16	17	S	産業振興課農業振興担当
8	損害評価用乾燥施設	58	H2	31	S	産業振興課農林共済担当
9	畑地かんがい施設送水施設	126	S62	34	S (一部BC)	建設課土地改良担当
10	畑地かんがい施設調整池施設	130	S63	33	S (一部BC)	建設課土地改良担当
11	畑地かんがい施設澱粉廃液処理施設	573	H6	27	S	建設課土地改良担当
11	士幌町農業技術研修所	749	S46	50	S	教育課社会教育G
12	農畜産物加工研修施設	534	H30	3	S	産業振興課農業振興担当
13	地域創造発信拠点施設 (道の駅ピア21しほろ)	853	H28	5	S	産業振興課農業振興担当

※経過年数により次のとおり色分けをしています。	50 年以上	31 年～49 年	30 年以下
-------------------------	--------	-----------	--------

②施設の現状と課題

- ・旧耐震基準で建設された建物が 1 棟あります。
- ・いずれの施設も耐震診断及び耐震改修は対象外となっています。
- ・6 つの建物が築 30 年を超え、老朽化が進んでいます。
- ・食品加工研修センターは複合施設ですが、それ以外の施設は単独となります。
- ・3 箇所のバイオガスプラント (利活用施設含む)、士幌町農業試験センター (乾燥庫含む)、農産物集出荷貯蔵施設においては、バイオマス発電設備が設置されています。
- ・5 つの施設が直営、3 つの施設が委託で管理され、5 つの施設が貸付されています。

③個別基本方針

- ・築 30 年を超える施設については、長寿命化を図り、計画的な保全を適宜行います。

(5) 学校教育系施設

①施設一覧表

番号	施設名	延床面積 (㎡)	建設年 和暦	経過年数	構造	所管課
1	食品加工研修施設	1,135	H15	18	RC	高等学校
2	中土幌小学校	1,586	S53	43	S	教育課学校教育G
3	中土幌小学校特別教室（理科室）	86	S47	49	S	教育課学校教育G
4	中土幌小学校屋内運動場	820	S61	35	S	教育課学校教育G
5	下居辺小学校（閉校）	1,100	H3	30	W	教育課学校教育G ※総務企画課管財担当
6	下居辺小学校屋内運動場（閉校）	560	S58	38	W	教育課学校教育G ※総務企画課管財担当
7	北中音更小学校（閉校）	750	S57	39	W	教育課学校教育G ※総務企画課管財担当
8	北中音更小学校屋内運動場（閉校）	560	S51	45	W	教育課学校教育G ※総務企画課管財担当
9	西上音更小学校（閉校）	1,150	H7	26	RC	教育課学校教育G ※総務企画課管財担当
10	西上音更小学校屋内運動場（閉校）	585	S60	36	W	教育課学校教育G ※総務企画課管財担当
11	新田小学校（閉校）	1,036	S60	36	W	教育課学校教育G ※総務企画課管財担当
12	新田小学校屋内運動場（閉校）	580	S61	35	W	教育課学校教育G ※総務企画課管財担当
13	こども発達相談センター	396	S61	35	W	こども発達相談センター
14	土幌小学校	4,519	S63	33	W	教育課学校教育G
15	土幌小学校屋内運動場	1,452	H1	32	W	教育課学校教育G
16	土幌町中央中学校	4,100	H6	27	CB	教育課学校教育G
17	土幌町中央中学校屋内運動場	1,501	H7	26	RC	教育課学校教育G
18	土幌町中央中学校部室	81	H8	25	CB	教育課学校教育G
19	土幌町中央中学校自転車小屋	157	H8	25	W	教育課学校教育G
20	佐倉小学校校舎（閉校）	1,118	H10	23	W	教育課学校教育G ※総務企画課管財担当
21	佐倉小学校屋内運動場（閉校）	560	S59	37	W	教育課学校教育G ※総務企画課管財担当
22	上居辺小学校	1,662	H4	29	CB	教育課学校教育G
23	上居辺小学校屋内運動場	560	S55	41	S	教育課学校教育G
24	土幌高等学校玄関、ホール棟	924	S49	47	S	高等学校
25	土幌高等学校防音（増築）	274	S63	33	W	高等学校
26	土幌高等学校管理普通教室	1,319	S49	47	RC	高等学校
27	土幌高等学校特別教室専攻科	1,422	S49	47	W	高等学校
28	土幌高等学校産振施設普通教室棟	1,010	S49	47	RC+S	高等学校
29	土幌高等学校渡り廊下	87	S49	47	S	高等学校
30	土幌高等学校柔剣道場	622	S49	47	S	高等学校
31	土幌高等学校屋内運動場	1,032	S49	47	S	高等学校
32	土幌高等学校屋内運動場増築	213	H2	31	W	高等学校
33	土幌高等学校農業機械実習室（A－8）	243	S50	46	W	高等学校
34	土幌高等学校農業管理実習室（A－11）	162	S51	45	W	高等学校
35	土幌高等学校農業機械実習室（A－13）	138	S52	44	W	高等学校
36	土幌高等学校農業機械実習室（A－15）	162	S53	43	RC	高等学校
37	土幌高等学校生産物管理室（牧草収納庫）	130	S53	43	W	高等学校
38	土幌高等学校草花温室（園芸実習室）	161	S54	42	W	高等学校
39	土幌高等学校牛舎（畜産実習室）	325	S55	41	W	高等学校

番号	施設名	延床面積 (㎡)	建設年 和暦	経過年数	構造	所管課
40	士幌高等学校作物実習室	79	S56	40	W	高等学校
41	士幌高等学校畜産加工実習室（食品加工実習室）	301	S58	38	W	高等学校
42	作物農機具室兼資材室（産振施設農業機械実習室）	245	S59	37	S	高等学校
43	士幌高等学校寄宿舎	1,362	S62	34	CB	高等学校
44	士幌高等学校機械室	103	S63	33	RC	高等学校
45	士幌高等学校農場管理実習室	197	H2	31	CB	高等学校
46	士幌高等学校生産物調整室（A-24）	235	H8	25	W	高等学校
47	士幌高等学校きゅう舎	267	H9	24	W	高等学校
48	士幌高等学校屋外部活動室	68	H2	31	W	高等学校
49	士幌高等学校 堆肥舎	78	H16	17	CB	高等学校
50	学校給食共同調理場	412	S63	33	S	学校給食センター

※経過年数により次のとおり色分けをしています。	50 年以上	31 年～49 年	30 年以下
-------------------------	--------	-----------	--------

②施設の現状と課題

- ・小学校、中学校、高等学校と学校給食共同調理場があります。
- ・旧耐震基準で建設された19 の建物があり、18 の建物が耐震改修済、32 の建物は対象外となっています。
- ・延床面積では約 74%が築 30 年を超え、老朽化が進み教育環境に影響が出ています。
- ・全ての学校は避難所指定されています。
- ・3 つの学校でユニバーサルデザイン（身障者用トイレ、玄関スロープ等）が配慮されています。
- ・士幌小学校ことばの教室（改称後「こども発達相談センター」）を除くいずれの施設も単独施設であり、直営で管理されています。

③個別基本方針

- ・士幌高等学校各施設は、今後、計画的に長寿命化改修や大規模修繕を行うことを検討します。現在、士幌小学校に併設されている学校給食共同調理場は、施設の老朽化等を考慮し、今後、長寿命化などの方針を検討します。
- ・その他の学校教育系施設は、長寿命化を図り順次計画的な保全を行います。

(6) 子育て支援施設

①施設一覧表

番号	施設名	延床面積 (㎡)	建設年 和暦	経過年数	構造	所管課
1	土幌保育所	867	S55	41	W	子ども課
2	上居辺エコ交流館（上居辺へき地保育所）	427	H23	10	RC	子ども課
3	子ども交流センター	496	H27	6	W	子ども課
4	佐倉へき地保育所（閉所）	197	S63	33	W	子ども課
5	西上音更へき地保育所（閉所）	209	H6	27	RC+S	子ども課
6	新田へき地保育所（閉所）	211	H9	24	S	子ども課
7	北中音更へき地保育所（閉所）	190	S59	37	S	子ども課
8	土幌幼稚園	567	H2	31	S	子ども課
9	認定子ども園	560	H19	14	W	子ども課
10	認定子ども園（追加工事）	51	H19	14	W	子ども課
11	川西へき地保育所	430	H20	13	W	子ども課

※経過年数により次のとおり色分けをしています。	50 年以上	31 年～49 年	30 年以下
-------------------------	--------	-----------	--------

②施設の現状と課題

- ・ 保育所と認定こども園があります。
- ・ 1 つの施設が旧耐震基準で建設されていますが、耐震診断及び耐震改修とも対象外となっています。
- ・ 4 つの施設が築 30 年を超え、老朽化が進み保育環境に影響が出ています。
- ・ 複合施設である上居辺エコ交流館（上居辺へき地保育所）が避難所指定されています。
- ・ 上居辺エコ交流館（上居辺へき地保育所）と川西へき地保育所には太陽光発電が設置されています。
- ・ 上居辺エコ交流館（上居辺へき地保育所）以外の施設は単独施設となります。
- ・ 1 つの施設が指定管理されており、2 つの施設が直営で管理されています。

③個別基本方針

- ・ 土幌幼稚園、土幌保育園、認定こども園はニーズに見合った規模を検討し、今後、長寿命化などの検討を行います。
- ・ 上居辺エコ交流館（上居辺へき地保育所）、川西へき地保育所、子供交流センターは計画的な維持管理を行い、長寿命化を図ります。

(7) 保健・福祉施設

①施設一覧表

番号	施設名	延床面積 (㎡)	建設年 和暦	経過年数	構造	所管課
1	いきいきデイサービスセンター	127	H12	21	RC	保健福祉課
2	特別養護老人ホームほほえみ	6,190	H14	19	W	特別養護老人ホーム
3	特別養護老人ホーム車庫	83	H17	16	W	特別養護老人ホーム
4	町民保健センター	564	H1	32	W	保健福祉課
5	総合福祉センター（国民健康保険病院含む）	6,217	H12	21	W	保健福祉課、病院
6	総合福祉センター車庫	457	H13	20	W	保健福祉課、病院

※経過年数により次のとおり色分けをしています。	50 年以上	31 年～49 年	30 年以下
-------------------------	--------	-----------	--------

②施設の現状と課題

- ・福祉センター、デイサービスセンター、保健センター、特別養護老人ホームがそれぞれ1施設ずつあります。
- ・いずれの施設も新耐震基準で建設されています。
- ・3つの施設が耐震診断済であり、いずれの施設も耐震改修は対象外となっています。
- ・1つの施設が築30年を超えていますが整備状況もよく、機能に問題はありません。
- ・総合福祉センターは複合施設ですが、それ以外の施設は単独となります。
- ・2つの施設が避難所指定されています。
- ・いずれの施設もユニバーサルデザイン（車椅子用エレベータ、身障者用トイレ、玄関スロープ等）が配慮されています。
- ・1つの施設が指定管理、3つの施設が直営で管理されています。

③個別基本方針

- ・老朽化した設備等は速やかに予防保全を行い、順次長寿命化改修を図り計画的な保全を適宜行います。

(8) 行政系施設

①施設一覧表

番号	施設名	延床面積 (㎡)	建設年 和暦	経過年数	構造	所管課
1	役場庁舎	3,557	S56	40	CB	総務企画課総務担当
2	土幌消防署	1,358	S57	39	RC	総務企画課防災担当
3	中土幌消防会館第2分団	398	H7	26	RC	総務企画課防災担当
4	旧トレーニングセンター（倉庫）	727	S50	46	RC	総務企画課管財担当
5	軽工業事務所（旧オオハシ木工工場兼事務所）	654	S51	45	CB	総務企画課管財担当
6	軽工業事務所（倉庫）	285	S51	45	W	総務企画課管財担当
7	防災倉庫	123	H4	29	W	総務企画課防災担当

※経過年数により次のとおり色分けをしています。	50 年以上	31 年～49 年	30 年以下
-------------------------	--------	-----------	--------

②施設の現状と課題

- ・3 つの庁舎、3 つの倉庫、1 つの事務所があります。
- ・旧耐震基準で建設された建物は 4 棟あります。
- ・役場庁舎の耐震診断及び耐震改修は実施済み、それ以外の施設は耐震改修対象外となっています。
- ・6 つの施設が築 30 年を超え、老朽化が進んでいますが機能に問題はありません。
- ・いずれの施設も避難所指定はされていません。
- ・役場庁舎は代替電源が整備されています。
- ・役場庁舎はユニバーサルデザイン（車椅子用エレベータ、身障者用トイレ、玄関スロープ等）が配慮されています。
- ・役場庁舎及び防災倉庫が直営で管理されています。

③個別基本方針

- ・防災倉庫は今後の機能の可能性を検証し、今後のあり方を検討します。
- ・その他の施設は、順次長寿命化を図り計画的な保全を行います。

(9) 町営住宅

①施設一覧表

番号	施設名	延床面積 (㎡)	建設年 和暦	経過年数	構造	所管課
1	町職員住宅（旧簡易水道浄水場職員住宅）	60	S46	50	CB	総務企画課管財担当
2	公有住宅（旧三島宅）	77	H6	27	S	総務企画課管財担当
3	公有住宅（旧沓澤求住宅）	120	H23	10	S	総務企画課管財担当
4	中士幌北団地 S47	157	S47	49	W	建設課住宅担当
5	中士幌北団地 S47	157	S47	49	RC	建設課住宅担当
6	中士幌北団地 S48	164	S48	48	W	建設課住宅担当
7	中士幌北団地 S48	164	S48	48	RC+S	建設課住宅担当
8	中士幌東団地 S51	205	S51	45	S	建設課住宅担当
9	中士幌東団地 S52	214	S52	44	S	建設課住宅担当
10	中士幌東団地 S52	214	S52	44	S	建設課住宅担当
11	中士幌東団地 S58	133	S58	38	W	建設課住宅担当
12	中士幌東団地 S58	133	S58	38	W	建設課住宅担当
13	中士幌東団地 H5	138	H5	28	W	建設課住宅担当
14	中士幌東団地 H5	138	H5	28	W	建設課住宅担当
15	中士幌東団地 H1	198	H1	32	RC	建設課住宅担当
16	みのり野団地 1棟	719	H14	19	W	建設課住宅担当
17	みのり野団地 2棟	719	H17	16	W	建設課住宅担当
18	昭和南団地 S63	264	S63	33	W	建設課住宅担当
19	昭和南団地 S63	264	S63	33	W	建設課住宅担当
20	昭和南団地 H1	264	H1	32	W	建設課住宅担当
21	昭和南団地 H1	264	H1	32	W	建設課住宅担当
22	昭和南団地 H2	264	H2	31	CB	建設課住宅担当
23	昭和南団地 H4	264	H4	29	RC	建設課住宅担当
24	下居辺団地 S53	114	S53	43	CB	建設課住宅担当
25	下居辺団地 S54	119	S54	42	W	建設課住宅担当
26	大通西団地 1棟	469	H11	22	W	建設課住宅担当
27	大通西団地 2棟	469	H11	22	W	建設課住宅担当
28	大通西団地 3棟	469	H12	21	CB	建設課住宅担当
29	大通西団地 4棟	469	H12	21	S	建設課住宅担当
30	大通西団地 5棟	1,026	H13	20	S	建設課住宅担当
31	大通西団地 6棟	1,026	H12	21	W	建設課住宅担当
32	かしわ荘201号棟	216	S56	40	RC	建設課住宅担当
33	かしわ荘202号棟	257	S56	40	W	建設課住宅担当
34	協進団地 A棟	123	H7	26	RC+S	建設課住宅担当
35	協進団地 B棟	119	H7	26	S	建設課住宅担当
36	協進団地 C棟	119	H8	25	S	建設課住宅担当
37	協進団地 D棟	123	H8	25	S	建設課住宅担当
38	士幌南団地 S62	191	S62	34	W	建設課住宅担当
39	士幌南団地 S62	191	S62	34	W	建設課住宅担当
40	士幌南団地 H1	207	H1	32	W	建設課住宅担当
41	士幌南団地 H5	222	H5	28	W	建設課住宅担当
42	南百戸団地 S48	178	S48	48	W	建設課住宅担当
43	南百戸団地 S48	178	S48	48	CB	建設課住宅担当
44	南百戸団地 S48	164	S48	48	RC	建設課住宅担当

番号	施設名	延床面積 (㎡)	建設年 和暦	経過年数	構造	所管課
45	南百戸団地 S48	164	S48	48	CB	建設課住宅担当
46	南百戸団地 S48	85	S48	48	W	建設課住宅担当
47	南百戸団地 S49	200	S49	47	W	建設課住宅担当
48	南百戸団地 S49	200	S49	47	W	建設課住宅担当
49	南百戸団地 S49	184	S49	47	CB	建設課住宅担当
50	南百戸団地 S49	184	S49	47	S	建設課住宅担当
51	南百戸団地 S54	250	S54	42	S	建設課住宅担当
52	南百戸団地 S54	239	S54	42	W	建設課住宅担当
53	南百戸団地 S54	239	S54	42	RC	建設課住宅担当
54	南百戸団地 S53	228	S53	43	W	建設課住宅担当
55	南百戸団地 S55	250	S55	41	RC+S	建設課住宅担当
56	南百戸団地 H29	145	H29	4	W	建設課住宅担当
57	南百戸団地 H29	145	H29	4	W	建設課住宅担当
58	南百戸団地 H29	145	H29	4	W	建設課住宅担当
59	南百戸団地 H30	145	H30	3	W	建設課住宅担当
60	南百戸団地 H30	145	H30	3	W	建設課住宅担当
61	睦団地 S48	178	S48	48	W	建設課住宅担当
62	睦団地 S48	178	S48	48	RC	建設課住宅担当
63	睦団地 S48	178	S48	48	W	建設課住宅担当
64	睦団地 S48	178	S48	48	W	建設課住宅担当
65	睦団地 S48	164	S48	48	W	建設課住宅担当
66	睦団地 S48	164	S48	48	W	建設課住宅担当
67	睦団地 S48	164	S48	48	W	建設課住宅担当
68	睦団地 S48	164	S48	48	W	建設課住宅担当
69	睦団地 S49	200	S49	47	CB	建設課住宅担当
70	睦団地 S49	200	S49	47	RC	建設課住宅担当
71	睦団地 S49	200	S49	47	CB	建設課住宅担当
72	睦団地 S49	200	S49	47	W	建設課住宅担当
73	睦団地 S49	184	S49	47	W	建設課住宅担当
74	睦団地 S49	184	S49	47	W	建設課住宅担当
75	睦団地 S49	184	S49	47	CB	建設課住宅担当
76	睦団地 S49	184	S49	47	S	建設課住宅担当
77	睦団地 S49	184	S49	47	S	建設課住宅担当
78	睦団地 H29	145	H29	4	W	建設課住宅担当
79	睦団地 H29	145	H29	4	W	建設課住宅担当
80	睦団地 H29	145	H29	4	W	建設課住宅担当
81	睦団地 H30	145	H30	3	W	建設課住宅担当
82	睦団地 H30	145	H30	3	W	建設課住宅担当
83	睦団地 H30	145	H30	3	W	建設課住宅担当
84	若葉団地 S48	164	S48	48	S	建設課住宅担当
85	若葉団地 S48	164	S48	48	S	建設課住宅担当
86	若葉団地 S48	164	S48	48	S	建設課住宅担当
87	若葉団地 S48	164	S48	48	W	建設課住宅担当
88	若葉団地 S48	164	S48	48	W	建設課住宅担当
89	若葉団地 S49	184	S49	47	W	建設課住宅担当
90	若葉団地 S49	184	S49	47	W	建設課住宅担当

番号	施設名	延床面積 (㎡)	建設年 和暦	経過年数	構造	所管課
91	若葉団地 S49	184	S49	47	RC	建設課住宅担当
92	若葉団地 S49	184	S49	47	W	建設課住宅担当
93	若葉団地 S49	184	S49	47	W	建設課住宅担当
94	若葉団地 S50	193	S50	46	W	建設課住宅担当
95	若葉団地 S50	193	S50	46	W	建設課住宅担当
96	若葉団地 S50	193	S50	46	W	建設課住宅担当
97	若葉団地 S50	193	S50	46	W	建設課住宅担当
98	若葉団地 S50	193	S50	46	CB	建設課住宅担当
99	若葉団地 S50	193	S50	46	RC	建設課住宅担当
100	若葉団地 S58	255	S58	38	CB	建設課住宅担当
101	若葉団地 S58	255	S58	38	W	建設課住宅担当
102	若葉団地 H26	693	H26	7	W	建設課住宅担当
103	若葉団地 R1	279	H31	2	W	建設課住宅担当
104	若葉団地 R1	279	H31	2	W	建設課住宅担当
105	若葉団地 R2	279	R2	1	W	建設課住宅担当
106	勤労青少年アパート（フレンドハウス）	955	H2	31	W	建設課住宅担当
107	士幌北団地 S51	129	S51	45	CB	建設課住宅担当
108	士幌北団地 S51	129	S51	45	S	建設課住宅担当
109	士幌北団地 S51	129	S51	45	S	建設課住宅担当
110	士幌北団地 S51	129	S51	45	W	建設課住宅担当
111	士幌北団地 S51	129	S51	45	RC	建設課住宅担当
112	士幌小学校教職員住宅	63	S49	47	W	教育課学校教育G
113	士幌小学校教職員住宅	48	S49	47	RC+S	教育課学校教育G
114	士幌小学校教職員住宅	48	S50	46	S	教育課学校教育G
115	士幌小学校教職員住宅	48	S50	46	S	教育課学校教育G
116	士幌小学校教職員住宅	58	S53	43	S	教育課学校教育G
117	士幌小学校教職員住宅	68	S63	33	W	教育課学校教育G
118	士幌小学校教職員住宅	80	S63	33	W	教育課学校教育G
119	士幌小学校教職員住宅	68	H2	31	W	教育課学校教育G
120	士幌小学校教職員住宅	70	H14	19	W	教育課学校教育G
121	士幌町中央中学校教職員住宅	81	S47	49	RC	教育課学校教育G
122	士幌町中央中学校教職員住宅	62	S47	49	W	教育課学校教育G
123	士幌町中央中学校教職員住宅	62	S55	41	W	教育課学校教育G
124	士幌町中央中学校教職員住宅	62	S58	38	W	教育課学校教育G
125	士幌町中央中学校教職員住宅	62	S59	37	W	教育課学校教育G
126	士幌町中央中学校教職員住宅	68	S60	36	W	教育課学校教育G
127	士幌町中央中学校教職員住宅	68	S61	35	W	教育課学校教育G
128	士幌町中央中学校教職員住宅	62	S62	34	CB	教育課学校教育G
129	士幌町中央中学校教職員住宅	68	S63	33	RC	教育課学校教育G
130	士幌町中央中学校教職員住宅	68	H1	32	CB	教育課学校教育G
131	士幌町中央中学校教職員住宅	68	H2	31	W	教育課学校教育G
132	士幌町中央中学校教職員住宅	107	H22	11	W	教育課学校教育G
133	上居辺小学校教職員住宅	60	S54	42	W	教育課学校教育G
134	上居辺小学校教職員住宅	60	S56	40	CB	教育課学校教育G
135	上居辺小学校教職員住宅	62	S57	39	S	教育課学校教育G
136	上居辺小学校教職員住宅	62	S58	38	S	教育課学校教育G
137	上居辺小学校教職員住宅	62	S58	38	W	教育課学校教育G

番号	施設名	延床面積 (㎡)	建設年 和暦	経過年数	構造	所管課
138	上居辺小学校教職員住宅	68	S59	37	RC	教育課学校教育G
139	上居辺小学校教職員住宅	68	S63	33	W	教育課学校教育G
140	上居辺小学校教職員住宅	60	S46	50	RC+S	教育課学校教育G
141	佐倉小学校教職員住宅（定住促進住宅）	50	S47	49	W	教育課学校教育G ※総務企画課管財担当
142	佐倉小学校教職員住宅	60	S54	42	W	教育課学校教育G
143	佐倉小学校教職員住宅	60	S56	40	W	教育課学校教育G
144	佐倉小学校教職員住宅	70	H6	27	CB	教育課学校教育G
145	佐倉小学校教職員住宅	70	H14	19	RC	教育課学校教育G
146	下居辺小学校教職員住宅	55	S49	47	CB	教育課学校教育G
147	下居辺小学校教職員住宅	55	S50	46	W	教育課学校教育G
148	下居辺小学校教職員住宅	60	S54	42	W	教育課学校教育G
149	下居辺小学校教職員住宅	62	S59	37	W	教育課学校教育G
150	新田小学校教職員住宅	62	S60	36	CB	教育課学校教育G
151	新田小学校教職員住宅	62	S60	36	S	教育課学校教育G
152	新田小学校教職員住宅	68	S61	35	S	教育課学校教育G
153	新田小学校教職員住宅	58	S54	42	W	教育課学校教育G
154	新田小学校教職員住宅	70	H9	24	RC	教育課学校教育G
155	中士幌小学校教職員住宅	68	S47	49	W	教育課学校教育G
156	中士幌小学校教職員住宅	61	S48	48	RC+S	教育課学校教育G
157	中士幌小学校教職員住宅	48	S48	48	S	教育課学校教育G
158	中士幌小学校教職員住宅	75	H4	29	S	教育課学校教育G
159	中士幌小学校教職員住宅	70	H13	20	S	教育課学校教育G
160	西上音更小学校教職員住宅	60	S51	45	W	教育課学校教育G
161	西上音更小学校教職員住宅	60	S54	42	W	教育課学校教育G
162	西上音更小学校教職員住宅	68	S62	34	W	教育課学校教育G
163	西上音更小学校教職員住宅	68	H1	32	W	教育課学校教育G
164	北中音更小学校教職員住宅（閉校）	55	S49	47	RC	教育課学校教育G ※総務企画課管財担当
165	北中音更小学校教職員住宅（閉校）	55	S50	46	W	教育課学校教育G ※総務企画課管財担当
166	北中音更小学校教職員住宅（閉校）	60	S52	44	W	教育課学校教育G ※総務企画課管財担当
167	北中音更小学校教職員住宅（閉校）	60	S57	39	W	教育課学校教育G ※総務企画課管財担当
168	北中音更小学校教職員住宅（閉校）	68	H2	31	W	教育課学校教育G ※総務企画課管財担当
169	士幌高等学校教職員住宅	58	S53	43	W	高等学校
170	士幌高等学校教職員住宅	73	H3	30	W	高等学校
171	士幌高等学校教職員住宅	59	H3	30	CB	高等学校
172	士幌高等学校教職員住宅	59	H3	30	RC	高等学校
173	士幌高等学校教職員住宅	58	S53	43	CB	高等学校
174	士幌高等学校教職員住宅	58	S53	43	W	高等学校
175	士幌高等学校教職員住宅	60	S49	47	W	高等学校
176	士幌高等学校教職員住宅	68	S62	34	W	高等学校
177	士幌高等学校教職員住宅	68	S62	34	CB	高等学校
178	士幌高等学校教職員住宅	68	S63	33	S	高等学校
179	士幌高等学校教職員住宅	68	S63	33	S	高等学校
180	士幌高等学校教職員住宅	62	H1	32	W	高等学校

番号	施設名	延床面積 (㎡)	建設年 和暦	経過年数	構造	所管課
181	士幌高等学校教職員住宅	62	H1	32	RC	高等学校
182	士幌高等学校教職員住宅	80	H5	28	W	高等学校
183	士幌高等学校教職員住宅	103	H8	25	RC+S	高等学校
184	士幌高等学校教職員住宅	70	H9	24	S	高等学校
185	士幌高等学校教職員住宅	103	H10	23	S	高等学校
186	士幌高等学校教職員住宅	70	H11	22	S	高等学校
187	士幌高等学校教職員住宅	70	H12	21	W	高等学校
188	士幌高等学校教職員住宅	70	H13	20	W	高等学校
189	士幌高等学校教職員住宅	70	H13	20	W	高等学校
190	士幌高等学校教職員住宅	70	H14	19	W	高等学校
191	士幌高等学校教職員住宅	70	H14	19	RC	高等学校
192	士幌高等学校教職員住宅	70	H15	18	W	高等学校
193	士幌高等学校教職員住宅	70	H15	18	W	高等学校

※経過年数により次のとおり色分けをしています。	50 年以上	31 年～49 年	30 年以下
-------------------------	--------	-----------	--------

②施設の現状と課題

- ・108 の町営住宅、3 つの職員住宅、82 の教職員住宅がありますが、昭和40～50年代の住宅では空家率が比較的高くなっているため、団地全体の入居率が低くなっています。また、住宅の老朽化等に伴い、近年では睦団地や南百戸団地、若葉団地において古い住宅の建替を実施しています。
- ・昭和時代に大量に建設された簡易耐火構造の公営住宅等が耐用年限※を迎えており、すでに耐用年限を迎えている住宅は268戸で、全団地に占める割合は65.8%になっています。
- ・睦団地、南百戸団地、若葉団地の3団地では194戸が耐用年限を超えており、士幌北団地、士幌南団地、昭和南団地、中士幌北団地、中士幌東団地、下居辺団地、協進団地では、2030年には全97戸が耐用年限を超えることになります。
- ・旧耐震基準で建設されている施設は 110 箇所になります。
- ・78 の施設が耐震診断済、115 の施設が耐震診断対象外、2 つの施設が耐震診断未実施となっています。また、193 の施設が耐震改修対象外、2 つの施設が耐震改修未実施となっています。

③個別基本方針

- ・「第2期士幌町公営住宅等長寿命化計画（令和3年3月）」を策定し、建替、改善（全面的改善、個別改善）、用途廃止、維持管理（修繕対応）の事業手法の中から、ストックの状況に応じた適切な手法を選択します。
- ・点検の実施方針として、目視等により建物の状況を把握する日常点検に加え、有資格者等による定期点検を適宜実施します。
- ・日常点検の際は、水漏れや外壁のひび割れ等の不特定時期に発生する不具合や、空き家となっている住戸の状況について留意し、居住性や安全性等の維持に努めます。また、日常点検を通じて異常等が発見された場合は、必要に応じて専門業者への調査依頼を行う等、適切な対応を図ります。

- ・計画修繕の実施方針として、経年劣化により老朽化した部位や設備等を原状回復する工事を対象とし、従前の仕様と比較して、劣化の軽減（耐久性の向上等）が図られる工事については、個別改善事業（長寿命化型）により対応します。
- ・計画修繕の項目及び修繕の実施周期については、これまでの士幌町における計画修繕等の実績を踏まえながら、日常点検における結果や不具合等を総合的に考慮した上で判断し、適切な対応を図ります。また、修繕結果についても点検の実施方針と同様に、データベース化と履歴の蓄積を行い定期的な更新を行うことにより、今後の修繕や改善等の見通しを行うための基礎資料としての活用を図ります。

⑤ 計画期間及び構想期間における事業プログラム

種別	団地名	建設年度	構造	R3.3 管理戸数	事業手法	計 画 期 間										R13末 管理戸数	計画期間 事業手法	
						2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)			2031 (R13)
公営	陸	S48-49 H29-30	簡平 木造	80	建替							建替 +8 除却 -16	建替 +8 除却 -16				64	建替
	南百戸	S48-55 H29-30	簡平 木造	64	建替									建替 +6 除却 -12	建替 +6 除却 -10	建替 +6 除却 -12	48	維持管理
	若葉	S48-58 H29-R2	簡平 木造	98	建替		建替 +4			建替 +6 除却 -12	建替 +6 除却 -8						94	建替
	大通西	H11-13	耐 2	48	個別改善		12	12	12	12							48	維持管理
	士幌北	S51	簡平	10	用途廃止									-4 用途廃止	-6 用途廃止		0	-
	士幌南	S62-H5	簡平	12	維持管理												12	維持管理
	みのり 野	H14-17	耐 2	12	個別改善						4 屋根・外壁塗装	8 屋根・外壁塗装					12	維持管理
	中士幌北	R4-5	簡平	16	非現地 建替		建替 +3	建替 +6	建替 +3	-16 用途廃止							12	維持管理
	中士幌東	S51-H5	簡平、木造 準耐火	23	維持管理 用途廃止											-4 用途廃止	19	建替
	昭和南	S63-H4	簡平	24	維持管理												24	維持管理
	下居辺	S53-54	簡平	4	維持管理												4	用途廃止
	特公営	協進	H7-8	木造	8	維持管理												8
みのり 野		H14-17	耐 2	4	個別改善						4 屋根・外壁塗装						4	維持管理
公共賃貸		かしわ 荘	S56	簡 2	維持管理												8	維持管理
各年度管理戸数						411	418	424	415	397	387	379	375	367	355	357	357	

出展：第2期士幌町公営住宅等長寿命化計画（令和3年3月）

(10) 公園

①施設一覧表

番号	施設名	延床面積 (㎡)	建設年 和暦	経過年数	構造	所管課
1	コミュニティ施設（子供の館）	65	H6	27	W	建設課土木担当
2	中央公園休憩小屋（ふれあいハウス）	105	S62	34	W	建設課土木担当

※経過年数により次のとおり色分けをしています。	50 年以上	31 年～49 年	30 年以下
-------------------------	--------	-----------	--------

②施設の現状と課題

- ・いずれの施設も新耐震基準で建設されています。
- ・いずれの施設も単独施設であり、直営で管理されています。
- ・いずれの施設も避難所指定されていません。

③個別基本方針

- ・施設の設定や機能等を定期点検し、予防保全の視点で管理します。

(11) 供給処理施設

①施設一覧表

番号	施設名	延床面積 (㎡)	建設年 和暦	経過年数	構造	所管課
1	中士幌リサイクルセンター（ストックヤード1）	450	S63	33	S	町民課生活環境担当
2	中士幌リサイクルセンター（ストックヤード2）	300	S63	33	S	町民課生活環境担当
3	中士幌リサイクルセンター （ストックヤード（ガラス瓶バンカー））	58	H19	14	RC	町民課生活環境担当
4	ごみ焼却施設（管理棟及び工場）	1,227	H9	24	S	十勝2町環境衛生処理組合
5	ごみ焼却施設（車庫）	198	H9	24	S	十勝2町環境衛生処理組合
6	一般廃棄物最終処分場（浸出水処理棟）	226	H10	23	S	十勝2町環境衛生処理組合

※経過年数により次のとおり色分けをしています。	50 年以上	31 年～49 年	30 年以下
-------------------------	--------	-----------	--------

②施設の現状と課題

- ・いずれの施設も新耐震基準で建設され、耐震診断及び耐震改修は対象外となっています。
- ・いずれの施設も避難所指定されていません。
- ・いずれの施設も単独施設であり、中士幌リサイクルセンターは直営で管理されています。
- ・ごみ焼却施設及び一般廃棄物最終処分場は、本町及び上士幌町からなる北十勝2町環境衛生処理組合で管理しています。

③個別基本方針

- ・リサイクルセンター各施設は、今後も計画的に修繕を行い長寿命化を図ります。
- ・北十勝2町環境処理組合所有の各施設は、十勝圏複合事務組合へ加入の為、既存施設の解体等を随時行います。

(12) その他

①施設一覧表

番号	施設名	延床面積 (㎡)	建設年 和暦	経過年数	構造	所管課
1	士幌聖苑火葬場	460	H9	24	W	町民課生活環境担当
2	車両センター事務所	112	H2	31	W	建設課道路維持担当
3	除雪車庫	457	S58	38	W	建設課道路維持担当
4	道路維持機械格納庫	129	H7	26	CB	建設課道路維持担当
5	スクールバス車庫	499	H9	24	S	建設課道路維持担当
6	移住体験住宅	192	H25	8	S	総務企画課企画担当
7	農園付き住宅	280	H29	4	W	総務企画課企画担当
8	旧大道建設事務所	156	S59	37	W	総務企画課管財担当
9	旧大道建設倉庫	134	S59	37	RC	総務企画課管財担当
10	旧大道建設事務所	20	S48	48	W	総務企画課管財担当
11	町職員住宅 旧中士幌小教職員住宅（住宅202）	49	S45	51	RC+S	総務企画課管財担当
12	町職員住宅 旧中士幌小教職員住宅（住宅205）	49	S47	49	S	総務企画課管財担当
13	中士幌太陽光発電所（更新費用試算には含まず）		H25	8	S	産業振興課商工担当

※経過年数により次のとおり色分けをしています。	50 年以上	31 年～49 年	30 年以下
-------------------------	--------	-----------	--------

②施設の現状と課題

- ・旧耐震基準で建設された施設が 2 箇所あります。
- ・いずれの施設も耐震診断及び耐震改修は対象外となっています。
- ・いずれの施設も避難所指定されていません。
- ・いずれの施設も単独施設であり、直営で管理されています。
- ・士幌聖苑火葬場ではユニバーサルデザイン（身障者用トイレ、玄関スロープ等）が配慮されています。

③個別基本方針

- ・士幌聖苑火葬場、道路維持機械格納庫は今後も計画的に修繕を行い長寿命化を図ります。
- ・その他の施設は維持管理を行い、計画的な長寿命化改修を図り保全を行います。

2. 土木系公共施設の管理に関する基本的な方針

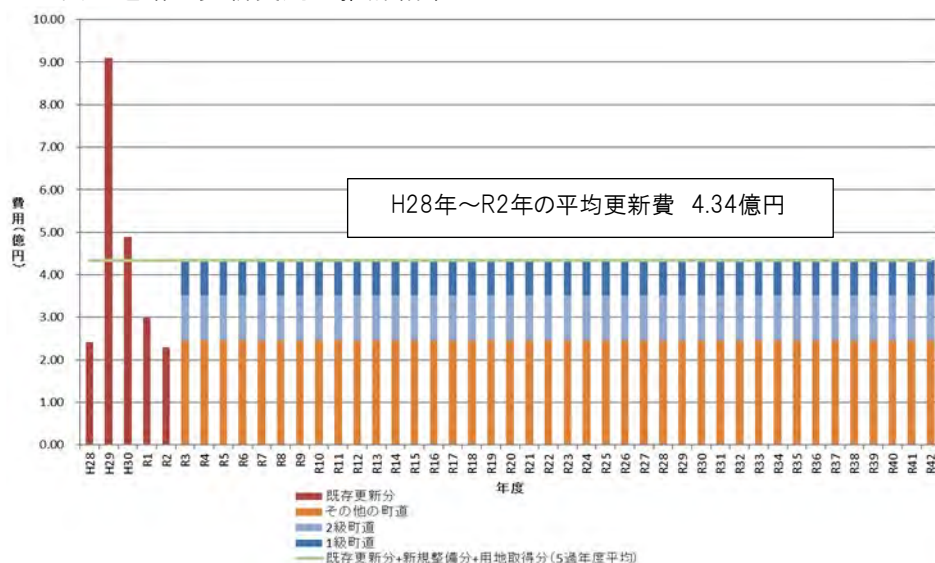
(1) 道路

- ・常時の交通量や災害時の対応等を総合的に考慮し、重要な路線については、適切かつ効率的に道路メンテナンスを行い、長寿命化を図ります。
- ・長寿命化等に関する計画の検証や見直しを含め、優先順位を見極めた上で施設の性能と安全性を確保します。
- ・国や道との連携を図り、地域活性化に寄与する整備を進めます。
- ・高齢者の増加等に対応するためのバリアフリー化や安全安心な歩行空間の確保、また、新たな社会的要請に対応した施設の更新を行います。
- ・日々の管理については、トータルコストの削減を目指して予防保全型の点検・診断等を行い、安全確保にも努めていきます。
- ・点検・診断等の履歴を集積・蓄積し、本計画の見直しに反映し充実を図るとともに、維持管理・修繕・更新を含む老朽化対策などに生かしていきます。
- ・道路の老朽化が交通の安全性に関わる原因となる可能性もあるため、パトロールや定期点検、適切な維持管理を行っていく必要があります。
- ・今後の維持管理等に伴う負担は重くなることが見込まれるため、交通量等も含めて今後の整備を検討する必要があります。

表 道路の実延長及び面積

一般道路 実延長	586,345m	1 級（幹線）町道	87,984m
		2 級（幹線）町道	128,915m
		その他町道	369,446m
道路面積 道路部	3,865,726㎡		
歩道 実延長	48,893m		

図 道路の更新費用の推計結果



【試算条件】

- ・現在保有する資産を全て保有
- ・更新費用は、「土幌町舗装長寿命化修繕計画」を参考に、過去5年間の実績平均値を使用した。

(2) 橋梁

- ・平成 25 年に策定した橋梁長寿命化修繕計画にのっとり、計画的な修繕により、コストの平準化と長寿命化を図ります。
- ・日々の管理については、トータルコストの縮減を目指して予防保全型の点検・診断等を行い、安全確保にも努めます。
- ・点検・診断等の履歴を集積・蓄積し、本計画の見直しに反映して充実を図るとともに、維持管理・修繕・更新を含む老朽化対策などに生かしていきます。

表 橋梁数

長さ区分		計 (本)
15m未満 (本)	15m以上 (本)	
145	57	202

表 橋梁面積

構造区分					計 (㎡)
PC 橋 (㎡)	RC 橋 (㎡)	鋼橋 (㎡)	石橋 (㎡)	木橋その他 (㎡)	
19,455.8	237.5	2,689.5	0	0	22,382.8

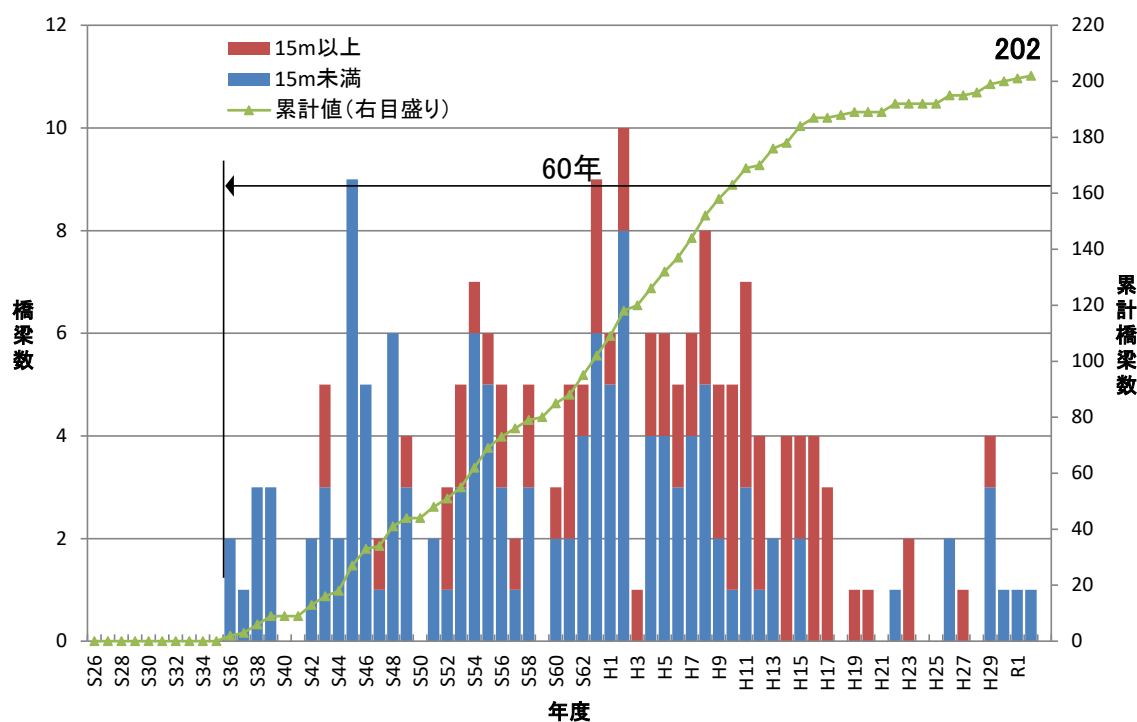


図 築年別整備状況（橋梁数）

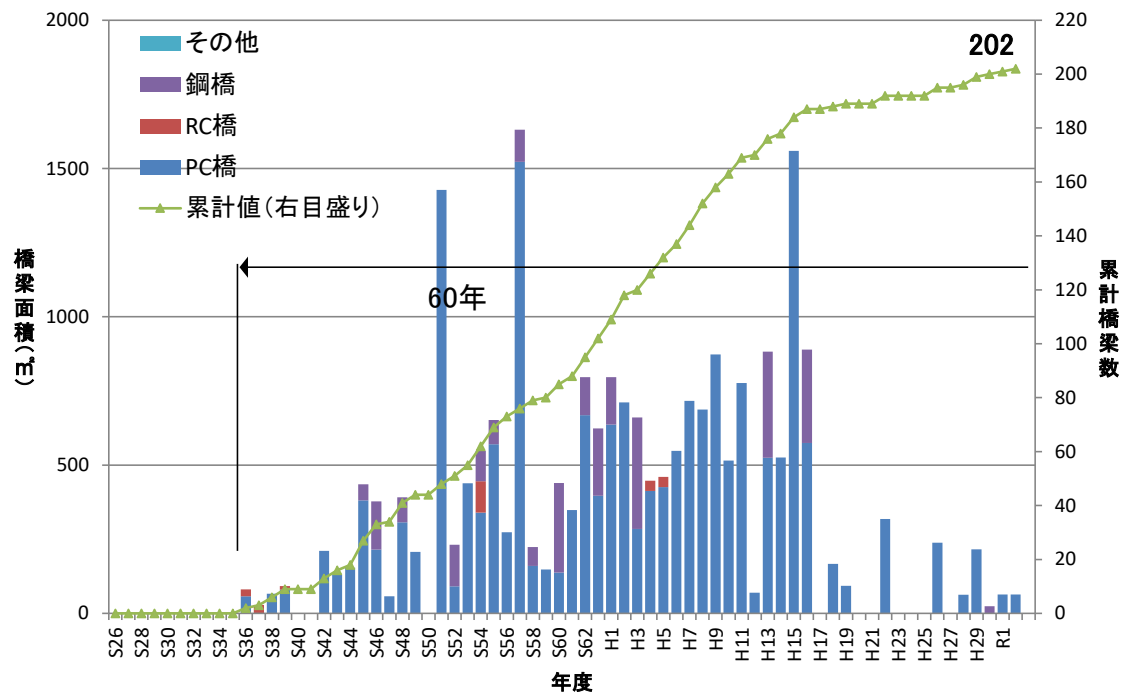
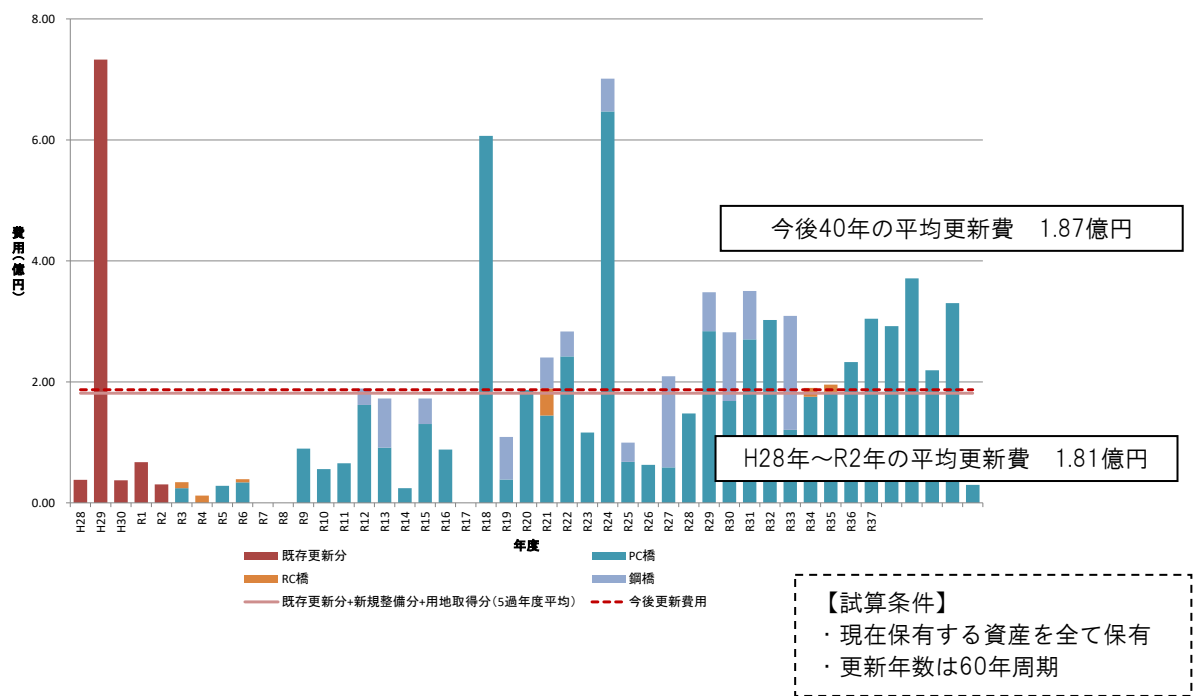


図 築年別整備状況（橋梁面積）

図 橋梁の更新費用の推計結果



(3) 土地改良管理施設

表 水路及び農道延長

水路延長	211,439m
農道	7,405m
（うち一定要件農道）	(1,823m)

3. 上下水道系施設の管理に関する基本的な方針

(1) 水道施設

- ・水道施設は老朽化が進み、施設更新を計画的に行っていく必要があります。また、施設更新に当たっては災害対策として、管路・施設の耐震化を進めなければなりません。
- ・職員の技術確保・継承のため、積極的な研修参加等を進める必要があります。
- ・事業の実施においては道路整備に合わせて管整備を行うなど、効率的に行っていきます。
- ・重要基幹施設、漏水等が多い箇所を優先的に修繕・更新する方針で、計画策定に取り組みます。
- ・電気計測設備・ポンプ等については、定期点検を実施、必要に応じ、修繕・更新を行います。
- ・管路の耐震化を進めるとともに、配水池等重要基幹施設の耐震整備等を検討していきます。
- ・水道は住民生活に直結する重要なインフラであるため、配水管の状態を健全に保つために、定期的な点検・診断を実施します。また、予防保全型の長寿命化計画を策定し、適正な維持管理・修繕・更新等を計画的に実施し、トータルコストの最小化に努めていきます。
- ・日常管理については、トータルコストの縮減を目指して予防保全型の点検・診断等を行い、安全確保にも努めていきます。点検・診断等の履歴を集積・蓄積し、本計画の見直しに反映し充実を図るとともに、維持管理・修繕・更新を含む老朽化対策などに生かしていきます。

本町の水道普及率は下記のとおりとなります。

水道普及率 99.8%
(令和 3 年 3 月現在)

表 導水管及び送水管管径別延長

	導水管	送水管	
	300 mm未満	300 mm未満	300 mm～500 mm未満
延長 (m)	6,872	13,769	3,077

表 配水管管径別延長

	50 mm以下	75 mm以下	100 mm 以下	125 mm 以下	150 mm 以下	200 mm 以下
延 長 (m)	51,902	78,136	66,692	2,070	73,503	30,661

	250 mm 以下	300 mm 以下	350 mm 以下	400 mm 以下	450 mm 以下	500 mm 以下
延 長 (m)	10,705	9,370	2,437	2,520	0	0

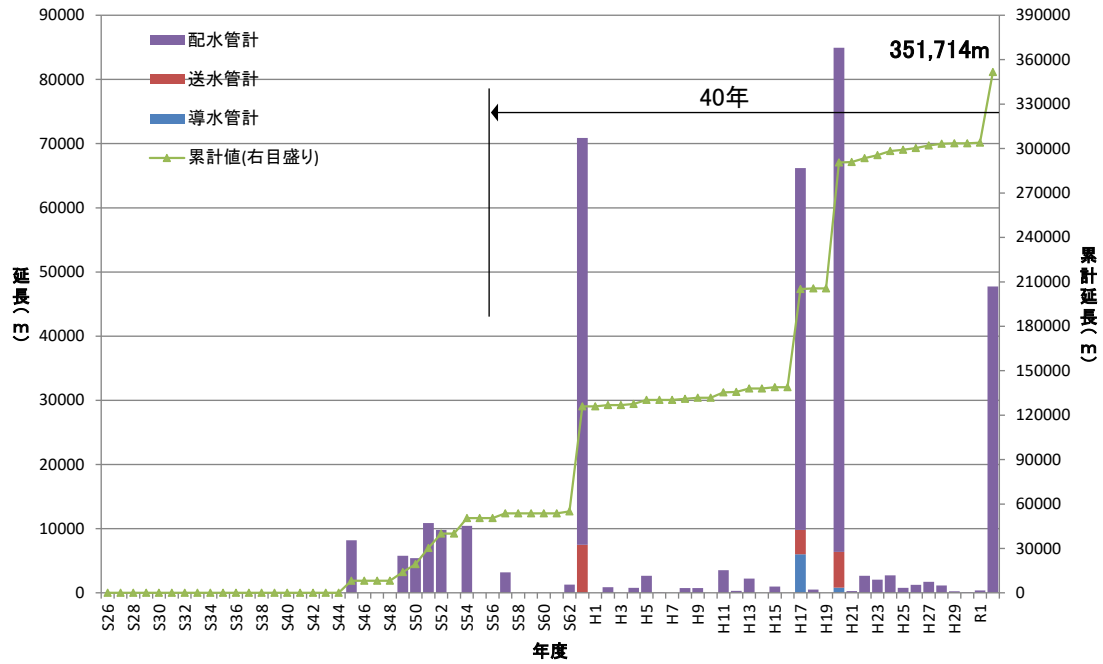
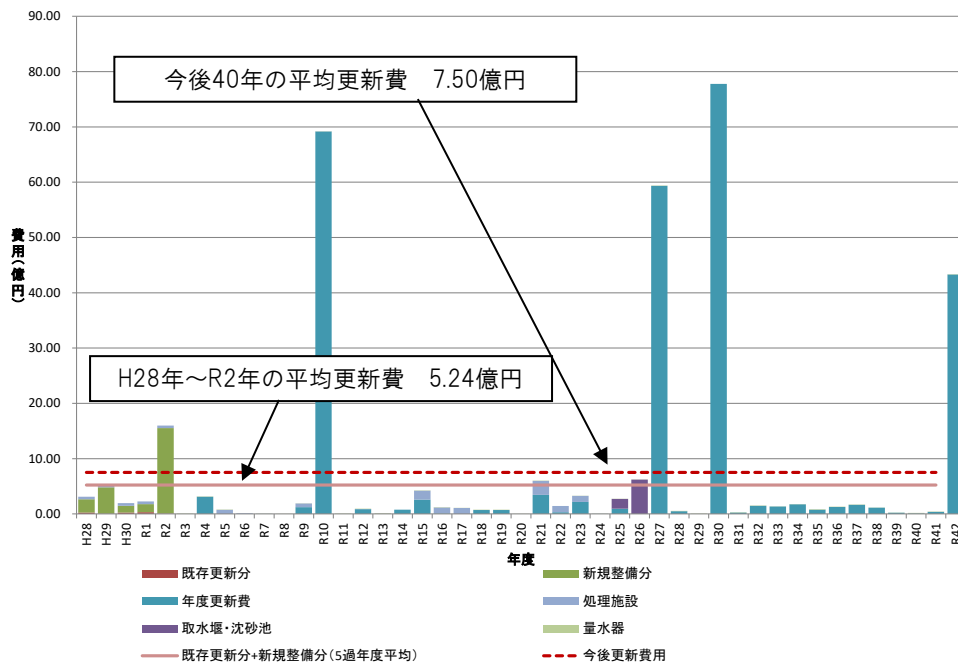


図 築年別整備状況（水道）

図 水道の更新費用の推計結果



【試算条件】

- ・現在保有する資産を全て保有
- ・検満量水器は過去全て台帳に記載されている取得日から8年で更新されていると仮定
- ・更新年数は以下の通り
 - 管渠→40年周期
 - 処理施設・ポンプ場→30年大規模改修・60年建替
 - 取水堰・沈砂池→簡易家屋台帳に記載の耐用年数周期
 - 量水器→8年周期
- ・総務省提供の更新費用試算ソフト（ver2.1）を活用し、更新単価はソフトの標準値または取得価格を使用

(2) 下水道施設

- ・下水道管渠の修繕は、毎年実施する点検、修理データを元に計画的な修繕の実施に生かしていきます。
- ・下水道施設（管渠・終末処理場等）の地震対策や改修・更新を計画的に進めます。
- ・施設管理の容易さと管路資材の規格化を進め、将来コストの縮減に努めます。

本町の下水道普及率及び接続率は下記のとおりとなります。

下水道普及率 50.3%
下水道接続率 99.2%
(令和 3 年 3 月現在)

表 管径別延長

	～250 mm	251～500 mm
延長 (m)	25,799	1,436

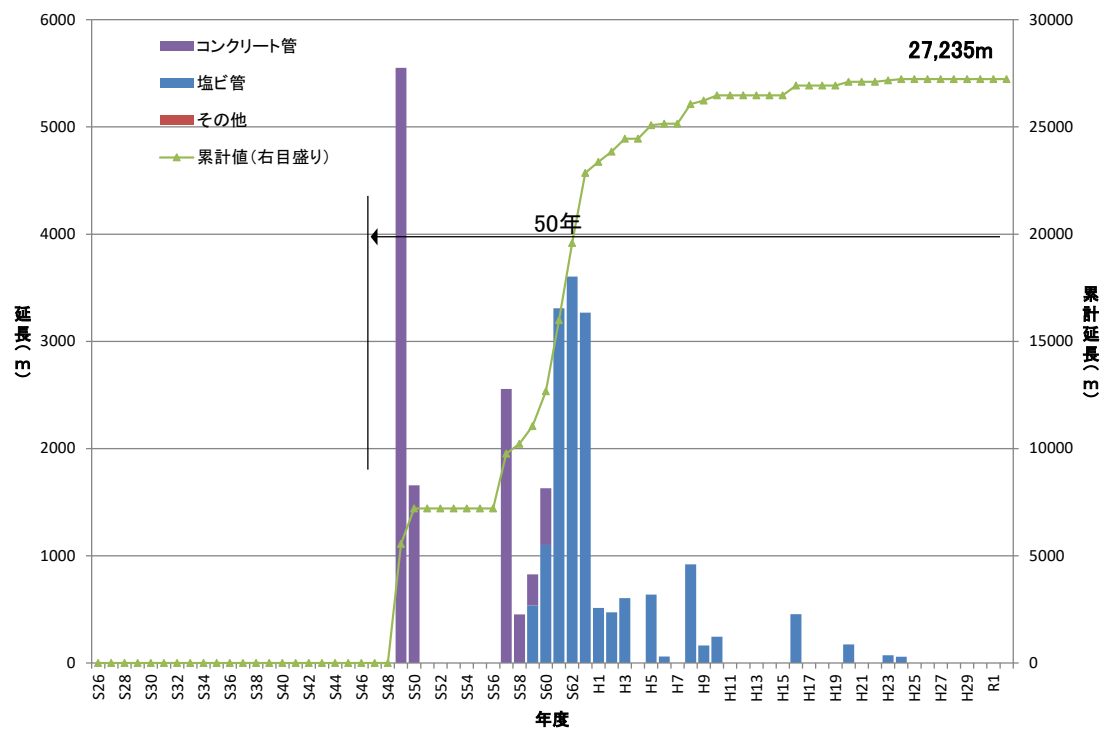
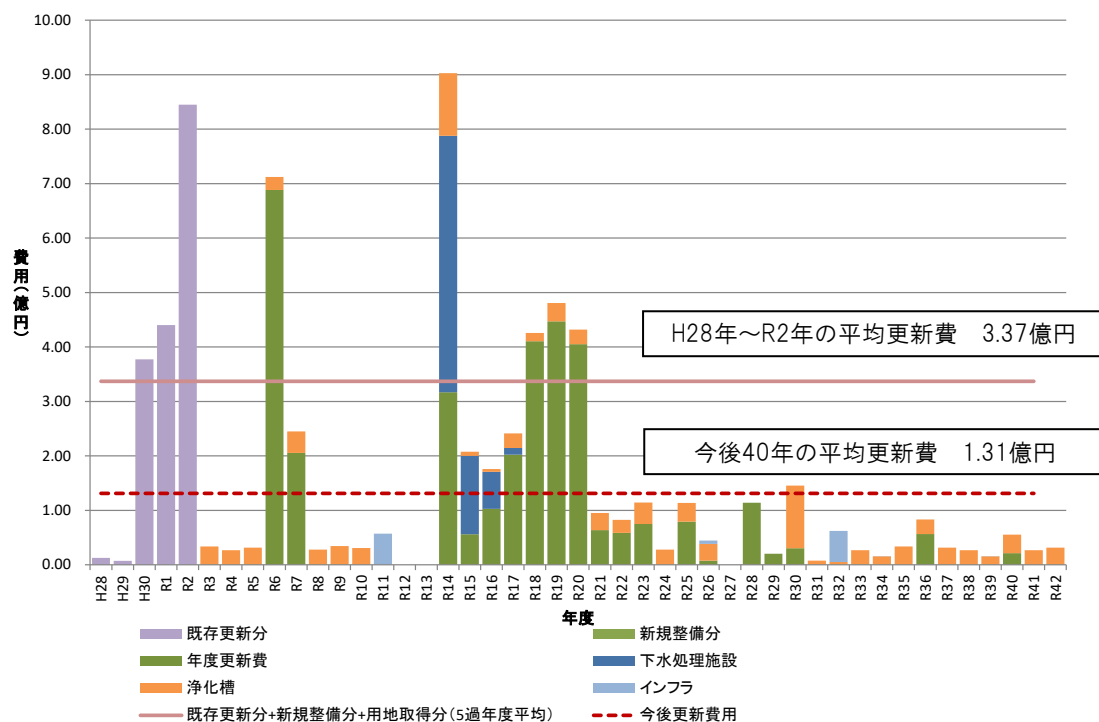


図 築年別整備状況（下水道）

図 下水道の更新費用の推計結果



【試算条件】

- ・現在保有する資産を全て保有
- ・インフラ：公共樹、真空弁、側溝、マンホールポンプ
- ・更新年数は以下の通り
 - 管渠→50年周期
 - 処理施設→30年大規模改修・60年建替
 - 浄化槽・インフラ→下水道台帳に記載の耐用年数周期
- ・総務省提供の更新費用試算ソフト（ver2.1）を活用し、更新単価はソフトの標準値または取得価格を使用

4. インフラ施設、建築施設全体のまとめ

- ・インフラ施設全体の更新費用の推計結果は、40年間で総額 600.78 億円、年平均 15.02 億円となります。下水道を除くインフラ施設について今までより更新費用が増加する結果となっています。
- ・特に簡易水道については、現状の1.4倍以上の更新費用が発生します。

表 インフラ施設の更新費用の推計結果 単位：億円

	投資的経費		今後の推計		②/①
	5箇年計	①年平均	40年計	②年平均	
道路	21.69	4.34	173.60	4.34	1.00
橋梁	9.06	1.81	74.93	1.87	1.03
簡易水道	26.21	5.24	299.86	7.50	1.43
下水道	16.83	3.37	52.39	1.31	0.39
インフラ計	73.79	14.76	600.78	15.02	1.02

- ・長寿命化計画を行った場合の建築施設と、インフラ施設全体の更新費用の推計結果が以下になります。
- ・将来の年平均の更新費用は過去5年間の約1.4倍になり、これまでの手法により建築施設、インフラ施設全てを更新していくことは困難であり、管理手法の見直しが必要となります。

表 建築とインフラ施設の更新費用の推計結果 単位：億円

	投資的経費		今後の推計		②/①
	5箇年計	①年平均	40年計	②年平均	
建築計	23.78	4.76	469.43	11.74	2.5
インフラ計	73.79	14.76	600.78	15.02	1.0
合計	97.57	19.52	1070.21	26.76	1.4

士幌町 公共施設等総合管理計画

平成 29 年 3 月 策定

令和 4 年 6 月 改訂

発 行：士幌町

住 所：〒080-1200 北海道河東郡士幌町字士幌 225 番地

T E L：01564-5-5212（総務企画課・企画グループ直通）

F A X：01564-5-4304